

笑顔と夢が膨らむまち

〔ともに支え合う挑戦と再生〕

第4次御宿町総合計画

後期基本計画

(平成30年度～34年度)

平成29年12月

御宿町

8 生活基盤を向上させるちから

5 次代を担うちから

6 文化を継承するちから

4 育み支え合うちから

3 財産を活かすちから

1 地域と住民のちから

2 安全安心を支えるちから

7 良好な生活環境をつくるちから

9 魅せる観光のちから

10 賑わいを生むちから

後期基本計画 御宿町の10のちから

住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり



【第1章】後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 総合計画の構成と期間	5
第3節 総合計画の体系	7
第4節 後期基本計画の重点施策	8
第5節 御宿町の人口推計(御宿町人口ビジョン)	10

【第2章】後期基本計画

住民協働による豊かな暮らしと安全安心なまちづくり

(1)地域と住民のちから

■住民自治	11
■移住・コミュニティ	14
■行政運営	17
■財政運営	19
■広域行政・連携	21
■行政事務の効率化	23

(2)安全安心を支えるちから

■消防・防災	25
■交通安全・防犯	28
■消費生活	30

(3)財産を活かすちから

■土地利用	32
■公共施設	34

地域で支え助け合う子育て・福祉と教育のまちづくり

(4) 育み支え合うちから

■地域福祉	36
■児童福祉	38
■障害者福祉	40
■高齢者福祉	42
■保健・医療	44
■国民健康保険・後期高齢者医療	48
■介護保険	52

(5) 次代を担うちから

■学校教育	55
■青少年健全育成	58
■社会教育	59

(6) 文化を継承するちから

■文化の振興	61
■交流事業	62

景観美化と自然環境を活かしたまちづくり

(7) 良好な生活環境をつくるちから

■ごみ・汚水処理	64
■環境保全	67
■水資源	70

(8) 生活基盤を向上させるちから

■道路交通網	72
■鉄道・バス路線	74
■住宅	76
■水道	78
■河川管理	80
■公園	81

地域の強みを活かした賑わいあるまちづくり

(9) 魅せる観光のちから

■観光	83
-----	----

(10) 賑わいを生むちから

■農林業	87
■水産業	90
■商工業	93

参考資料

(1) 御宿町総合計画策定委員会名簿	96
(2) 御宿町総合計画策定委員会設置規則	97

笑顔と夢が膨らむまち

【ともに支え合う挑戦と再生】

【第1章】後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

御宿町総合計画は町政運営の基本となるもので、町が実施する施策の基本的な方向性を示す町政全般に関する最上位の計画です。

前期基本計画では、小規模団体の利点である住民の顔が見える関係を大切にしながら、協働による『笑顔と夢が膨らむまち』の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

この間、「人口減少問題と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した地方創生の考え方が国から示されたことから、町では町総合計画を基本に地方創生に資する事業を取りまとめ、各種事業を展開しているところです。

しかし、少子高齢化の更なる進展や地域産業の現状変化、公共施設の老朽化など、御宿町を取り巻く環境は予想を上回る速度で変貌しており、この状況に的確に対応できる柔軟な体制と将来を展望する広い視野がこれまで以上に求められます。

こうした中、平成29年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、取組事業の進捗等を踏まえつつ新たな5年間を見据えた後期基本計画(平成30年度から平成34年度)を策定しました。

後期基本計画は、地方創生における考え方や新たな地域課題を踏まえ、前期基本計画と同様に10のちからごとに整理し事業を推進しますが、将来のまちづくりに向けた特に重要な取組みを3つの重点施策に位置づけ、分野別施策に捉われない効果的な事業展開を図ることにしました。

この計画を通じて、今後の御宿町が取組む基本的な施策等を明らかにするとともに、人口規模が小さくても「住民が希望を持ち、住んでよかったという特色あるまち」を創りあげていくこととします。

第2節 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「アクションプラン」の3部構成とします。

■基本構想

基本構想は、将来に向けたまちづくりにおける基本理念と目指すべき将来像を明確にし、それを実現させるための施策展開の基本的な考え方を示したもので、期間は平成25年度から平成34年度までの10年間としています。

基本構想では、地域の実情にあった地域経営と、これまでの町づくりで培われた経験や工夫等を十分に踏まえたなかで、『笑顔と夢が膨らむまち ～ともに支え合う挑戦と再生』を基本理念として掲げ、「安全安心の暮らし実現」、「福祉・教育の充実・子育て支援」、「自然環境の活用と保全」、「産業連携と活性化」の4項目を、特色あるまちづくりに向けた重点項目として定めています。

また、「住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり」というまちづくり目標を達成するため、あらゆる地域資源を最大限に活用するなかで、分野別の具体的な柱として「10のちから」を設定しています。

■基本計画

基本計画は、基本構想に基づき実施する基本的施策を示すもので、施策の展開方法や主な取り組みなどを示したものです。

計画期間は、総合計画の適正な進行管理と状況に応じた柔軟な施策展開を図るため、中期的な視点から前期と後期（各5年）に分けて策定します。

今回は、平成30年度から平成34年度までの後期基本計画とします。

■アクションプラン

アクションプランは、基本計画に基づいた事業の実施に関する年次計画とその財源的裏付けを定めるもので、毎年度の予算編成の指針になるものです。

後期アクションプランは平成30年度から平成34年度までの5年間とし、「重点事業」と「推進事業」に区分して掲載しました。

■後期アクションプランの期間

後期アクションプランは、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、財政状況等に応じて事業を実施していくものです。

平成33年度からは事業の進捗等の達成状況を確認しながら、平成35年度からはじまる第5次御宿町総合計画の策定につなげます。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
アクションプラン	← 前期アクションプラン					← 後期アクションプラン →				
									第5次総合計画策定準備	

基本構想

基本理念

笑顔と夢が膨らむまち

【ともに支え合う挑戦と再生】

安全安心の暮らし
実現

住民協働による豊
かな暮らしと安全
安心なまちづくり

福祉・教育の充
実・子育て支援

地域で支え助け合
う子育て・福祉と
教育のまちづくり

自然環境の活用と
保全

景観美化と自然
環境を活かした
まちづくり

産業連携と活性化

地域の強みを活
かした賑わいある
まちづくり

まちづくりの目標

住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり

まちづくり目標を実現させるため、人（住民やボランティア団体など）・モノ（観光施設や歴史・文化など）・自然環境といった地域資源を最大限に活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

「地域力」を最大限に活用

基本計画

まちづくりの目標を実現させるための10のちから

① 地域と住民のちから

② 安全安心を支えるちから

③ 財産を活かすちから

④ 育み支え合うちから

⑤ 次代を担うちから

⑥ 文化を継承するちから

⑦ 良好な生活環境をつくるちから

⑧ 生活基盤を向上させるちから

⑨ 魅せる観光のちから

⑩ 賑わいを生むちから

第4節 後期基本計画の重点施策

御宿町総合計画は町政運営の基本となるもので、町が実施する施策の基本的な方向を示す町政全般に関する最上位の計画です。

計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間で、『笑顔と夢が膨らむまち』を基本理念として掲げ、前期基本計画(平成25年度から平成29年度)の取組みを分野別の具体的な柱である「10のちから」ごとに進めてきました。

この間、「人口減少問題と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した地方創生の考え方が国から示されたことから、町では町総合計画を基本に地方創生に資する事業を取りまとめ、各種事業を展開しているところです。

後期基本計画(平成30年度から平成34年度)は、地方創生における考え方や新たな地域課題を踏まえ、前期基本計画と同様に10のちからごとに整理し事業を推進しますが、将来のまちづくりに向けた特に重要な取組みを3つの重点施策に位置づけ、分野別施策に捉われない効果的な事業展開を図ることにしました。

後期基本計画は、

10のちからで計画全体を進めつつも、特徴的な取組みを3つに
しぼり推進します。

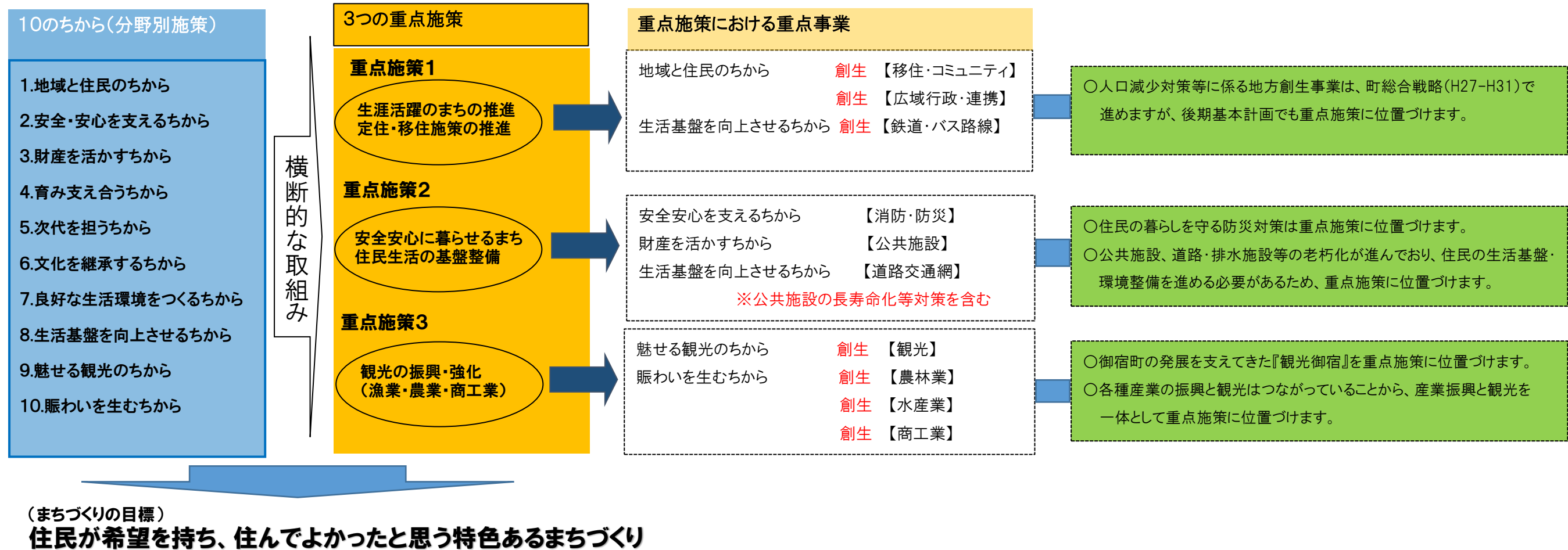
◎ 3つの重点施策

① 地方創生

② 住民の暮らし安全と基盤整備

③ 観光(観光立町)

- ① 移住促進、CCRC、エレベーター、乗合交通等
- ② 近隣市町連携
- ③ 大学連携
- ④ 観光(産業間連携)
- ⑤ 漁業資源の維持・向上

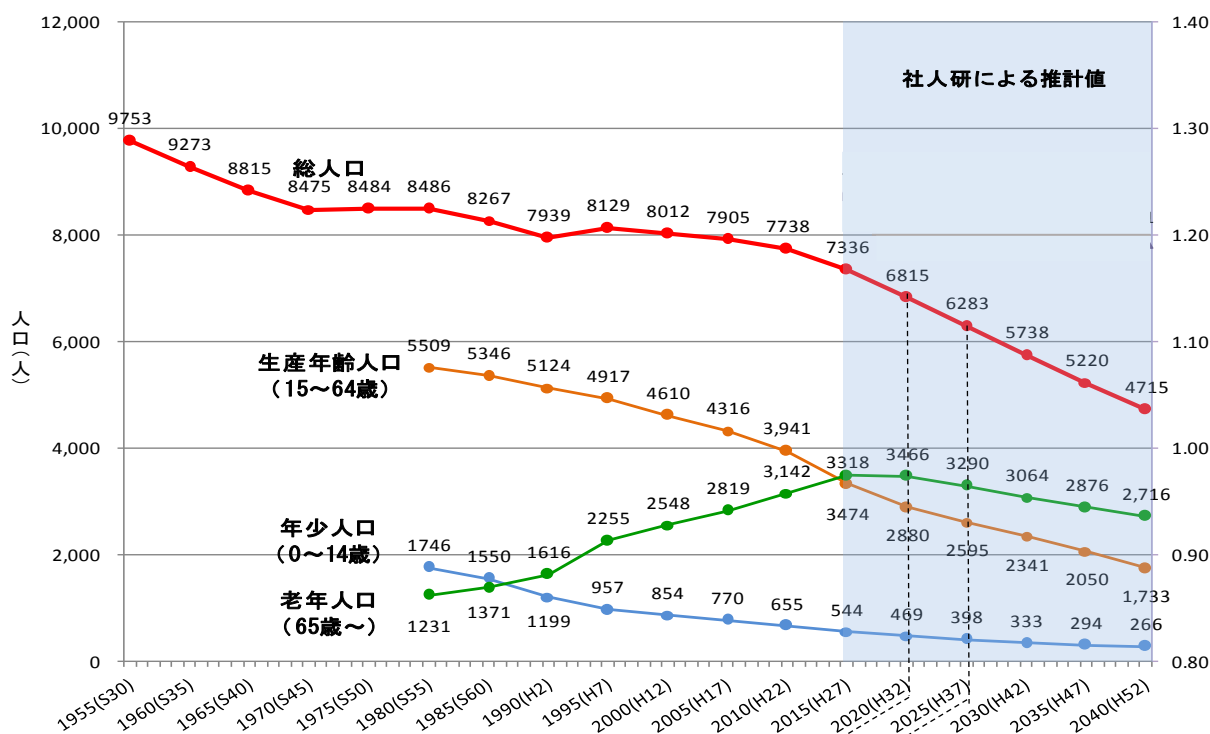


第5節 御宿町の人口推計（御宿町人口ビジョン）

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、当町の人口減少は始まっており、平成32年（2020年）には6,815人、平成37年（2025年）には6,283人になると推計されています。

さらに平成37年の人口構成は、65歳以上の人口比率が52.3%（3,290人）、生産年齢人口比率（15～64歳）が41.4%（2,595人）、年少人口比率（0～14歳）が6.3%（398人）になるとされています。

（年齢3区分別人口の推移）



御宿町人口ビジョンにおける将来展望

これまでの人口に関する現状把握や将来推計等の検討結果を踏まえ、以下のように将来展望としての目標人口と目標老年人口比率を設定しました。

将来展望

《目指すべき将来の方向》

- ① 子育て世代が安心して子育てできるまちづくり
- ② まちの魅力をアップさせ移住・定住したくなるまちづくり
- ③ 観光を軸とした雇用創出のまちづくり

目標人口：2040年 5,200人

目標老年人口比率：2040年以降 52%以下

【第2章】後期基本計画

住民協働による豊かな暮らしと安全安心なまちづくり

1 地域と住民のちから

【住民自治】

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化、行政ニーズが多様化するなか、住民の豊かな暮らしを支えるためには、住民一人ひとりが主体となったまちづくりが欠かせません。そのため、わかりやすい情報の提供や各種計画策定時における意思形成過程からの参画、また、住民活動の活性化と相互連携を進める必要があります。
- 町の実践や各種お知らせ情報は、広報紙とお知らせ版で住民に提供しています。また、ホームページやツイッターを活用した情報発信を行っていますが、ICTの発展により情報内容に応じた多様な情報提供手段の活用が重要になります。
- 性別にかかわらず1人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女平等まちづくりが求められます。そのため、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識に応じた取り組み、女性の自立のための支援や人権の擁護に努め、男女共同参画社会の形成を図る必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・意見公募制度の運用
- ・住民参加型のまちづくり
- ・各課横断的なホームページ構成の調整
- ・地域社会に参加しやすい環境づくり
- ・適正な情報公開
- ・情報提供コーナーの充実

①住民の行政参加促進と開かれた町政運営に取り組めます

取組む施策

- 意見公募(パブリックコメント)制度とは、町が重要な計画や基本的な制度を定める条例などを立案する段階から案を公表し広く住民から意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行う手続きの事です。広報等により制度周知を行いながら、より効果的な制度運用に努めます。
- 住民に身近な行政サービスを提供していくため、行政区運営を支援し、行政区活動の活性化を図ります。
- 情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めます。

《主な取り組み》

- 意見公募制度の運用
- 行政区活動支援
- 情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用



②多様なニーズに応じた行政情報を提供します

取組む施策

- 広報紙、お知らせ版の発行や見やすく検索しやすいホームページの運用に引き続き取り組みます。
- ツイッターなどを活用して、各課横断的な体制で迅速な情報発信に努めます。
- ホームページに掲載している過去の広報紙のデジタルデータを検索しやすい構成に整理し、検索・閲覧しやすい環境整備に取り組めます。

《主な取り組み》

- わかりやすい行政情報の提供
- 横断的な情報発信(各課)
- ホームページ検索環境の整備(検索しやすいホームページ)

③男女がともに活躍できる環境づくりを推進します

取組む施策

- 男女共同参画社会の形成の促進が求められるなか、御宿町男女共同参画計画の策定に関する検討を進めるほか、多様な生き方を可能にする環境づくりや、あらゆる分野における女性の活躍に向けた取組みを推進します。
- DVIに対する認識を深める啓発活動や情報提供を行うほか、被害者が相談しやすい体制づくりに努めます。

《主な取り組み》

- 男女共同参画社会の推進
- ODV防止に係る体制づくり



【移住・コミュニティ】

重点施策1(創生)

現状と課題

- 人口減少と少子高齢化の進展、核家族化や個人の価値観の多様化など、地域コミュニティの状況は変化しています。地域コミュニティの機能が弱まると、年中行事の実施が困難になるほか、地域防災・防犯機能の低下、地域で守り育てる子育て機能の低下などが懸念されているため、地域住民の自発的なまちづくり活動を支える取組みを進める必要があります。協働の町づくりを推進するなか、町指定のボランティア活動に対し、らくだカードポイント付与と事業を実施しており、今後も公的な活動を行うボランティア団体を支援し、地域全体に活力を生み出す機会の創出につなげる必要があります。また、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)の活躍により、多様化する社会のニーズに応えるまちづくり展開が期待されます。
- 当町の社会動態は、大学進学や就職を機に若者が転出する状況がある一方で、都市部住民における退職後の地方暮らしのニーズは高く、退職後に移住するケースが多い状況です。自然動態(出生と死亡)と社会動態(転入と転出)の関係は、自然動態の減少を社会動態の増加がカバーしているため人口の減少幅は緩やかです。しかし、転入者が減少すると御宿の人口減少は加速することが見込まれており、移住促進策は総合戦略を中心とした取組みとして、引き続き実施していく必要があります。
- 週末を地方で過ごすライフスタイルは、都市部の働き世代を中心に広がりを見せており、東京へ電車(特急)で約80分の距離にある当町は2地域居住の暮らしを提案できる立地環境にあります。御宿町の自然環境は、都市部に住む人々が求める癒しの空間であるため、移住にこだわらない生活スタイルを提案する情報発信も必要になります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・各課連携による定住化促進体験ツアー
- ・移住検討者への情報提供の充実
- ・公共アクセスポイント促進事業

①住民主体のまちづくり活動と魅力ある地域づくりを推進します

取組む施策

- 地元を誇りを持つことによる住民の地域づくり活動の精神を培い、活力と魅力ある地域づくりを促進させるため、住民主体のまちづくり活動を支援します。
- 町指定の地域ボランティア活動を行う団体等の支援を図るため、活動時間に応じて、らくだカードにポイントを付与します。
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)の取得については千葉県での認証が必要なため、千葉県職員を招いた説明会を開催し、NPOの基礎知識や設立に向けた手続方法の説明、事前相談などに応じます。

〈主な取り組み〉

- 住民主体のまちづくり支援事業
- らくだカードポイント付与事業
- NPO 法人設立に向けた支援



②住み続けられるまちづくりに向けた移住促進策を推進します

取組む施策

- 首都圏内の住民を対象に移住促進につながる各種の取組みを実施します。移住後の暮らしをイメージできる内容を企画・実施するほか、移住につながるPR活動を観光イベントや自治体連携事業の中でさらに進めます。
- 御宿町で住居や仕事を探す活動などをされる方を対象に、町指定施設の宿泊費を支援し、御宿町への移住促進を図ります。
- 移住検討者への住宅情報の提供について、不動産会社と連携を図ります。不動産会社が扱っていない物件は、町空き家バンクへの登録を進めるなど情報発信に取り組みます。
- 移住定住の専用ホームページである全国移住ナビの充実を図ります。
- 御宿町をPRするため、プロモーションビデオの情報発信を行います。プロモーションビデオは、町ホームページや全国移住ナビ、ふるさと回帰支援センターで公開するほか、集客がある民間施設に設置してあるデジタルサイネージを活用した情報発信を行います。
- 週末を御宿町で過ごすライフスタイル(2地域居住)の暮らし方を、御宿町のPR映像の発信を通じて、都市部の働き世代を中心に提案します。

- 移住促進施策と併せ、高齢者が生涯を通じて安心していきいきと生活ができるよう御宿版 CCRC(生涯活躍のまち)によるまちづくりを推進します。

《主な取り組み》

- 移住・定住促進に向けた取組み
- 移住検討に係るお試し暮らし支援
- 空き家バンク事業
- 移住情報の集約と発信
- 御宿町PR映像の発信事業
- 御宿町生涯活躍のまちの推進



【行政運営】

現状と課題

- 住民ニーズの多様化・高度化により業務量が増加しているなか、様々な行政課題に対応するため、効率的で効果的な業務の処理を行う必要があります。そのため、職員の能力向上を図る取組みや働きやすい環境づくりを進め組織の活性化を図り、組織として様々な課題に対応できる体制づくりをさらに進める必要があります。
また、自立した行政運営を行うため、地方自らが考え、責任を持ったまちづくりを進めていくことが求められています。そのためには、地域の状況や社会の実態を踏まえ、中長期的な視野で取組みを改善する仕組みづくりが必要です。
- 御宿町総合計画(前期基本計画)では、予算査定時にアクションプラン等の取組状況を踏まえ、次年度以降の施策展開を協議してきました。今後は、総合計画の政策目標の設定と政策検証の枠組みを確立するほか、行政改革大綱に掲げられた視点により、効果的、効率的な施策の展開が求められます。
- 千葉県では、旅券の申請受理・交付事務の取扱事務を市町村へ移譲する予定です。今後、旅券事務等の移譲を考慮し、受入体制について検討する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・定員管理の適正化
- ・働きやすい環境づくり
- ・負担金審査や予算協議における事業の効果検証

①効率的な行政運営を行います

取組む施策

- 町の行政需要を勘案し、定員管理計画の適正化を図るとともに、業務に応じた職員の適正な配置を行います。
- 職員一人ひとりのメンタルヘルスケアのためのストレスチェックを実施します。また、衛生委員会を通じ、職場の安全衛生項目のチェックや産業医と職員の面談の場の形成により、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。

- 職場における業務を通じた内部研修(OJT)や新制度等に対応するための外部研修などを行い、職員の業務遂行能力の向上に努めます。
- 組織目標の達成に向け、人事評価制度を活用しながら、業務効率の向上を図ります。
- 御宿町総合計画(前期基本計画)では、予算査定時にアクションプラン等の取組状況と事業の効果を確認し、次の施策に反映させてきました。後期基本計画では、当町が小規模団体であることの特性や負担金審査会の意見、予算協議の内容を踏まえつつ、PDCAサイクルの活用に向けた仕組みづくりに取り組めます。
- 直面する行政課題の対応に向けて、前行政改革大綱の検証を踏まえ、第8次行政改革大綱における取組みを進めます。
- 旅券事務等の移譲を考慮し、受入体制の整備に取り組めます。

《主な取組み》

- 定員管理の適正化
- 働きやすい職場づくり
- 職員研修の実施(業務遂行能力の向上)
- 人事評価制度の活用による業務効率の向上
- マネジメントサイクル(PDCA)の活用
- 第8次行政改革大綱
- 旅券事務等受入体制の整備検討



【財政運営】

現状と課題

- 住民税は、課税人口の減少や営業収入等の落ち込みにより課税所得が減少しています。
固定資産税は、新築・増築共に横ばい傾向にあり、引き続き、課税客体を適正に把握するための調査を実施します。また、納税しやすい環境づくりの整備を検討するほか、滞納者には、早期に財産調査を実施し、差押えの実行を図ります。担税力の無い者については、執行停止など個々に応じた滞納整理に努めます。
- 生まれ育った自治体や住所地以外の自治体に寄附を行い、税金の控除や返礼品の贈呈を受けられるふるさと納税が全国的に広まっています。町では、御宿を愛する方々から支援を受けて、寄附者の目的に応じたまちづくり事業を実施しています。また、寄附者への御礼として町の特産品や記念品を贈呈していることから、地域産業の活性化にもつながっています。今後もふるさと納税を通じた御宿創生を目指して、様々な取組みを継続的に実施することが求められます。
- 広報紙やホームページ、封筒を有効活用した広告収入による財源確保策を図るとともに、新たな民間企業の掘り起しや行政資産の価値を高める取組みもあわせて検討するなど、創意工夫による自主財源の確保策に取り組む必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・各課共同徴収態勢の強化
- ・広告掲載事業の継続実施
- ・各種行政刊行物の販売

①課税客体や課税所得の適正把握に取り組めます

取り組む施策

- 固定資産税の適正課税(償却資産を含む)に向け、土地や家屋の現況をよりわかりやすく確認するため航空写真撮影を行い、土地評価の見直しや新・増築家屋を適正に把握したうえで評価及び課税を行います。

- 家屋の評価事務(新・増築物件の調査)は、物件の諸事情(構造や用途)を電算で管理し、迅速な事務処理と適正な課税を行います。

《主な取り組み》

- 固定資産評価事業
- 家屋評価事務事業

②滞納整理の実施や徴収の強化に取り組みます

取組む施策

- 滞納を防止するため、早期に滞納整理に着手し、財産調査の実施から差押等を実施します。また納税者が納付しやすいよう利便性の向上や納税意識の高揚を図ります。
- 高額滞納者には、県総務部税務課特別滞納処分室と連携を図り、滞納額の縮減に努めます。
- 各種税金や各種使用料を納めやすくするため、納税者のニーズに応じた金融機関の拡充やコンビニ納付等の検討を図ります。

《主な取り組み》

- 滞納整理事務事業
- 口座振替データ送受信システムの構築

③新たな自主財源確保に取り組みます

取組む施策

- 広報紙やホームページ、封筒での有料広告収入の確保に引き続き取り組むほか、利用可能な広告収入の検討や新規企業への営業に取り組みます。
- 御宿町のふるさと納税に関する周知を図ります。また、寄附者へのお礼として海産物や伝統工芸品、宿の宿泊券など町に縁のあるものを贈呈することにより御宿ファンを増やし、魅力ある町づくりにつなげます。

《主な取り組み》

- 広告掲載収入の確保
- ふるさと納税の周知と地域活性化

【広域行政・連携】

重点施策1(創生)

現状と課題

- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合における共同処理事務は、消防や介護認定審査、休日診療及び病院群輪番制の運営などがありますが、地域の実情に応じて柔軟に対応できる広域連携事業に取り組む必要があります。広域ごみ処理施設建設事業は、建設計画が休止となり、当面、現在の清掃センターを使用するため、設備の安定・継続した使用のために設備に対する負担の軽減を図る必要があります。
- 町では、国の補助制度を活用した広域連携イベントを平成27年度から実施しており、連携事業による相乗効果の期待も高いため、引き続き近隣市町はもちろん、南房総地域との連携事業を推進することが重要です。
- いすみ医療センターは、病院収益及び構成市町の負担金等で運営していますが、赤字決算が続き、厳しい財政状況におかれています。また、医師・看護師等が不足している状況から、平成29年度に「国保国吉病院組合医師及び看護師就業支度金貸付条例」を制定し、医師・看護師確保に向けた取り組みを進めています。今後は、病院の経営安定化に向け、検討を進めていく必要があります。
- いすみ鉄道は、地域鉄道の安定運行と存続を図るため、県・関係市町で協調しながら運行支援を行っており、今後の利用状況・経営状況に注視する必要があります。
- 都会の若者による地域づくり活動は全国的に広がりをみせています。若者が住民とともに地域課題の解決や地域おこし活動を行うことで地域への理解を促し、地域で活躍できる人材育成にもつながると期待されています。大学との連携事業は、当町に若者を呼び込む重要な取り組みです。高齢化社会の進展や若者の転出など、当町の様々な地域課題を打破するためには、大学との連携による新たな取り組みが必要になります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・広域ごみ処理施設建設事業に向けた協議
- ・国保国吉病院組合における経営安定化対策の推進

①広域連携による行政サービスの合理的・効果的運用を図ります

取組む施策

- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務については、広域連携による効果的で合理的な行政サービスが展開されるよう地域の実情に応じて協議します。
- 広域常備消防は、常備消防と非常備消防が連携できる消防体制を図ります。
- 御宿町の交流人口の増加や定住促進を図るため、半島振興法に基づく国の制度を活用し、産業振興などの分野も含め近隣市町と連携した取組みを推進します。

《主な取り組み》

- 広域行政事務事業
- 近隣市町連携事業



②国保国吉病院組合における経営安定化対策を推進します

取組む施策

- いすみ医療センターの活性化と経営安定化に向け、構成市町及び病院とともに協議を進めます。

《主な取り組み》

- 国保国吉病院組合経営安定化対策の推進

③いすみ鉄道の安定運行と地域の活性化を図ります

取組む施策

- 鉄道事業者との連携事業による取組みが地域産業や観光、移住など広域的な波及効果の創出につながるよう、県や関係市町と協議を進めます。

《主な取り組み》

- いすみ鉄道輸送安全対策

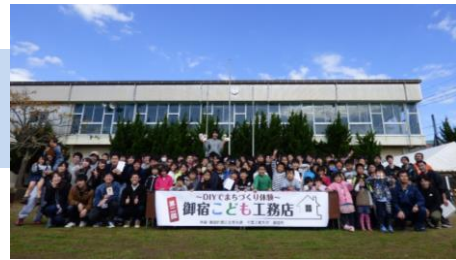
④域学連携による交流人口の増加と地域活力の創出に取り組めます

取組む施策

- 若い人材を御宿に呼び込むきっかけを作り、住民とともに地域の課題解決や地域活動を行う域学連携による地域づくりを行い、地域活性化及び地域人材育成を促進します。
- 大学のゼミ合宿やガイダンス等を当町で行う連携事業について、町内見学や体験、地域交流を通じた御宿ならではの学習プログラム構築に向けた取組みを支援します。

〈主な取組み〉

- 大学との連携事業
- 学習体験プログラム支援事業



【行政事務の効率化】

現状と課題

- 平成29年度からマイナンバーの全国連携が開始され、各自治体の基幹系システム(住民記録や税情報など行政サービスを提供するためのシステム)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)で接続されました。業務システムは、LGWAN とインターネットシステムとの分離が進められ、厳格なセキュリティ管理体制を図る必要があります。
- 各種電算システムは、マイナンバー連携やマイナンバーの利用拡大に伴い今後様々な業務が電算化し、システム間連携が進むと考えられます。既存システムの安定的な運用に加え、新たな行政事務の電算化・システム化に速やかに対応できる体制づくりが求められます。
- 都市部との地理的情報格差を是正するため、平成22年度に国の補助金を活用して光ファイバー網を整備しました。町は整備した光ファイバー網を民間事業者に貸し出し、民間事業者による超高速ブロードバンドサービスの提供が開始されました。光ファイバーケーブルの耐用年数は15年から20年程とされており、今後もブロードバント環境を安定して提供できるよう施設の保守作業や整備を行う必要があります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・高齢者等にやさしい情報化への取組み・工夫
- ・住民記録等の基幹系システムの更新
- ・文書管理等の情報系システムの更新
- ・光ファイバー網の活用について検討

①継続的な行政システムの運用を図ります

取組む施策

- 平成28年度に入替及び増設した情報系サーバーは、平成33年度で運用から5年が経過し入替対象機器となります。サーバーの状態やセキュリティレベルを注視し、財政的な負担も考慮に入れ更新を行います。
また、平成29年度に1度目のハード更新を迎えた町基幹系システムは、34年度で5年が経過し入替対象となるため、国や県の動向に注視し、他市町村との共同利用も視野に入れた更新を行います。
- 特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いが求められることから、情報セキュリティを含む安全管理措置の強化に努めます。

《主な取り組み》

- 電算管理事務事業
- 特定個人情報の適正管理



②光ファイバー網の安定運営に取り組めます

取組む施策

- 高速で大容量の情報が送受信できる光ファイバー網の環境を提供できるよう、引き続き保守点検や突発的な事象に対応できる管理・運営体制を整えます。また、光ファイバー網を活用した各種住民サービスや活用方策について調査・研究します。

《主な取り組み》

- 地域情報通信運営事業

2

安全安心を支えるちから

【消防・防災】

重点施策2

現状と課題

- 近年、東日本大震災や熊本地震、九州での集中豪雨など大規模な災害が発生しています。町でも台風や豪雨による道路冠水などの被害が発生しました。このような大規模災害では初動時の人員不足等が課題となっていることから、今後も行政、消防、自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制や防災機能の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進める必要があります。また、災害時における復旧を円滑に推進するため、民間団体との災害時における応援協定の締結を推進する必要があります。
- 災害対策の要である消防団は、消火活動をはじめ、各種災害時に出動し活動していますが、団員数が減少傾向にあり消防団OBや事業所などの協力を得る体制づくりを検討する必要があります。
- 消防団員の安全確保に係る装備充実のため、消防団の装備の基準等の改正を踏まえ、計画的な配備を行う必要があります。
- 消防団活動の拠点となる消防団詰所の老朽化が進んでいるなど、消防関連施設の計画的な建替えや改修が必要な状況です。
- 災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画を検討し、計画的に整備する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・地域防災計画に基づいた消防防災対策事業
- ・消防ポンプ車更新
- ・要援護者支援体制の整備
- ・消防団員の確保対策
- ・防災行政無線デジタル化の準備
- ・災害協定の締結
- ・消防団詰所の建設等事業

①防災体制整備・防災機能の充実を図ります

取組む施策

- 防災に対する住民の意識高揚を図るとともに、災害時における防災応急対策や復旧対策が迅速・的確に行えるよう地域全体で防災対策への積極的な取組みと支援協力体制の充実を図ります。
- 地震、風水害等の大規模災害が発生した時に、応急・復旧活動を行政だけで対応することは困難な状況です。このため、各種事業者や団体、他の行政機関等と応援協定の締結を進めます。
- 指定避難所(御宿中学校、布施小学校、旧岩和田小学校)の運営に必要な備蓄品や備蓄保管庫の整備について検討します。
- 地震・津波対策はもとより、台風や大雨などによる浸水・土砂災害の対策として、地域をあげての防災訓練を自主防災組織と連携して実施し、地域防災力の強化に努めます。

《主な取組み》

- 防災体制等強化事業
- 民間事業者等災害応援協定の推進
- 防災備蓄等整備事業
- 地域防災力向上事業



②防災行政無線のデジタル化を進めます

取組む施策

- 防災行政無線の庁舎内親局の整備に伴い、屋外子局、戸別受信機のデジタル化に取り組みます。

《主な取組み》

- 防災行政無線デジタル整備事業

③消防団員の確保、団員の装備強化、施設整備を進めます

取組む施策

- 消防団員の確保には、住民の消防団活動への理解が重要であることから、消防団活性化計画に基づき、消防団活動の紹介を通じた住民交流事業に取り組みます。
- 消防団員の充足率は年々低下しているうえ、被雇用者団員の増加により昼間における活動団員の確保も大きな課題であることから、基本団員の補完的な役割として、活動内容を特定した機能別消防団員制度の導入について検討します。
- 東日本大震災で多数の消防団員が犠牲になったことや消防団員の装備基準の改正を受け、消防団員の安全確保に係る計画的な装備強化について検討します。
- 消防団詰所については、分団統合を踏まえ、関係者の意見を伺いながら施設の強化・合理化を図ります。また、新たな消防団施設の整備は、住民が利用しやすいコミュニティ機能を兼ね備えた施設整備を進めます。消防車両は、計画的に更新を行います。

《主な取り組み》

- 消防団活動等啓発事業
- 消防団員装備強化等安全対策事業
- 消防団員確保対策事業
- 消防施設整備事業



【交通安全・防犯】

現状と課題

- 町では、交通安全対策として交通事故の発生を予防するため、警察署や交通安全協会、交通安全推進隊との連携による街頭キャンペーン、子どもから高齢者を対象にした交通安全教室と交通安全施設の点検整備に取り組んでいます。
- 交通安全施設の点検整備を引き続き進めるとともに、高齢者ドライバーによる交通事故が増加していることから、警察署、関係団体と連携し、特に高齢者を対象に安全運転講習会、高齢者宅訪問による交通事故防止の呼びかけ活動を重点施策として取り組む必要があります。
- 防犯対策は、町防犯まちづくり計画に基づき、住民や行政区、事業所等が連携し、子どもの見守りや防犯パトロール活動を実施しています。また、犯罪防止に配慮したまちづくり推進事業として、防犯灯の設置や防犯カメラの設置を進めており、引き続き犯罪の未然防止に向けた環境づくりを推進します。
- 高齢者世帯を狙った電話による詐欺など、高齢者を狙った犯罪の増加が課題となっています。今後も住民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察と連携し高齢者の犯罪被害防止のため、各種犯罪手口等の情報をいち早く住民に伝達する必要があります。
- イノシシ等が住宅地域に出没し、車と接触する事例が発生していることから、有害獣に対する住民への注意喚起を図る必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・交通安全対策事業
- ・交通安全意識の普及啓発
- ・犯罪が起こりにくい環境づくり
- ・防犯に必要な情報収集・啓発の推進
- ・犯罪のないまちづくりを行うための各種団体間の連携強化

①交通安全対策の充実を図ります

取組む施策

- 子どもや高齢者等の交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や街頭啓発などを行い、地域ぐるみで事故防止に努めます。
- いすみ交通安全協会や警察署と連携して高齢者宅を直接訪問し、自宅周辺の交通危険箇所を知らせるなど、交通事故防止を呼びかける活動を推進します。
- 交通安全施設の整備事業として、道路反射鏡やガードレールなどを計画的に整備します。

《主な取り組み》

- 交通安全対策事業
- 高齢者等交通事故防止事業
- 交通安全施設整備事業



②防犯対策の充実を図ります

取組む施策

- 安全で安心して暮らせるまちづくりのため、防犯等に必要情報の収集を行い、ホームページ等を活用して住民や事業者へ情報を提供し、防犯意識の高揚を図ります。
- SST隊(地区防犯パトロール隊)のグループと情報交換を行うとともに、SST隊が設立されていない地区の新規立上げを支援します。
- 高齢者等が犯罪被害にあわないように、防犯上必要な知識や情報を提供するとともに、警察署、行政区などと連絡体制を強化し、犯罪被害から守る体制づくりに努めます。
- 高齢者等を狙った巧妙な詐欺などの犯罪を未然に防止するため、警察や関係団体と連携し、犯罪情報の積極的な提供に努めます。
- 防犯灯は、住民からの要望や設置効果を検討したうえ設置を進めます。また、既存の防犯灯については、維持管理に努めます。
- 町内に6か所7台設置している防犯カメラの適切な維持管理を行うとともに、警察署との迅速な連携と連絡体制の強化に努めます。

《主な取り組み》

- 住民等の防犯意識高揚事業
- 地域安心安全見守り事業
- 高齢者等防犯対策事業
- 犯罪防止対策事業



【消費生活】

現状と課題

- 消費者被害は、高齢者を中心に全国的に増加しており、当町も架空請求や不当請求などの相談が寄せられています。また、被害を受けても行政等に相談していない潜在ケースもあると推測されます。
- 町では、これまで消費者被害の未然防止のため、県消費生活センターや警察、地域包括支援センター、社会福祉協議会など関係機関と協力し、消費者講座や啓発キャンペーンなどを行っているほか、実際に相談があった場合は専門機関への取り次ぎ対応を行っています。
- 悪質商法や詐欺の手口は巧妙化しているため、難しい相談にも迅速に対応できるよう県消費生活センターや様々な専門家の協力を得ながら、地域の各関係機関との連携強化を図り、被害の未然防止を図る必要があります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・消費生活サポーター育成事業
- ・高齢者等に向けた消費生活情報の提供
- ・消費被害防止に係る情報の提供
- ・消費者トラブルに係る情報の共有化
- ・法的な消費者被害問題の解決に向けた専門知識との連携強化

①地域に根ざした啓発活動

取組む施策

- 県消費生活センターや警察からの被害傾向など、最新の情報をとらえ、相談員や町職員が地域に出向き消費生活に関する知識修得の出前講座を行います。
- 県消費生活センターや警察からの悪質事業者の手口・消費者事故などに関する情報をホームページや広報紙などを活用し、被害の未然防止に努めます。
- 地域住民が立ち寄る商店や事業所、また関連する集客イベントにおいて、消費者被害の防止に向けた情報掲示やパンフレットの配布など啓発活動に努めます。
- 潜在的な消費者トラブルをいち早く発見するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員等との連携を密にし、情報共有の強化を図ります。
- 複雑化する法的な消費者被害問題には、高度な専門的知識が求められるため、日本司法支援センター「法テラス」等を活用し、無料法律相談の案内や消費者トラブルの事例研究会を行い、被害の未然防止に努めます。

《主な取り組み》

- 消費生活出前講座による啓発
- 被害未然防止に係る情報提供
- 集客イベントにおける啓発活動
- 関係団体との連携による情報共有
- 専門機関との連携



3

財産を活かすちから

【土地利用】

現状と課題

- 人口減少等による空き家や空き地が増加し、家屋倒壊の危険性や治安悪化など、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があることから、その有効活用を検討する必要があります。また都市計画の導入後、計画的なまちづくりを進めていますが、様々な制約に適合しなければ建築物等は建てられない現状にあるため、その対応に向けた検討が必要です。特に都市計画道路における建築制限の緩和について検討する必要があります。
- 自然公園区域については、自然保護指導員や自然公園保護員と連携し、環境の保全や監視・維持管理に努めています。規制区域内においては、自然環境保全のため、注意深く監視するとともに維持管理に努める必要があります。
- 御宿台地区における町有地の管理は、町、西武プロパティーズ・御宿台区役員を交えた会議を年2回開催し、役割分担を決めて除草・伐採作業を実施しています。しかし、御宿台地区の造成から40年以上が経過しているため、樹木が育ちすぎている箇所があります。近年、台風等の影響により民家隣接部分の倒木がみられ、地域住民の生命・財産の保全の観点から樹木伐採を行う必要があります。
- 六軒町地先から浜地先までの海岸部は町有地が多く、現況と公図に乖離があるため、平成24年度から六軒町浦仲地先の地図訂正を実施しました。また、平成28年度からは新町、六軒町赤樽地先の地図訂正を行うなど計画的に事業を実施し、引き続き町有地の境界確定事業を進める必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・都市計画基礎調査
- ・町有地の活用方法を検討
- ・都市計画図作成
- ・地図混乱地域の測量
- ・建築制約箇所における協議・調整
- ・景観条例への罰則規定導入に向けた検討

①都市計画の適正な運用に努めます

取組む施策

- 空き家対策計画を策定し、空き家や空き地の有効活用を検討します。
- 都市計画導入後、10年が経過していることから都市計画基礎調査の結果を踏まえ、町都市計画の適正な運用に努めます。
- 建築に伴うセットバック箇所について、先進事例を参考に整備方針を検討します。

《主な取り組み》

- 空き家・空き地の有効活用
- 町都市計画事業
- セットバック箇所の整備方針を検討

②自然公園の保護・保全について啓発します

取組む施策

- 自然保護指導員や自然公園保護員、また地域住民との連携により景観に配慮した維持管理に努めるとともに、自然公園の保護や利用について、ルール・マナーをホームページ等により周知啓発を図ります。また違法行為が認められる際には国や県の関係機関と連携して対策に取り組めます。

《主な取り組み》

- 関係機関と連携した啓発活動

③町有地の適正管理と有効な活用方法を検討します

取組む施策

- 御宿台地区の町有地樹木が育ちすぎ、台風等の影響により倒木の恐れがあります。そのため、平成21年度に作成した町有地法面保護雑木調査を踏まえ、御宿台地区の総合樹木管理方針を策定します。
- 御宿台地区の総合樹木管理方針に基づき伐採箇所や優先順位を決め、関係者と協議を行いながら樹木伐採事業を行います。

《主な取り組み》

- 樹木総合管理方針の策定
- 樹木伐採事業

④町有地の境界確定を計画的に実施します

取組む施策

- 町有地の現況と法務局の公図内容が相違している地図混乱地域を計画的に整理し、買受け希望のある貸付宅地の積極的な売却を引き続き進めます。

《主な取り組み》

- 地図混乱地域の測量

【公共施設】

重点施策2

現状と課題

- 全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館などの公共施設、道路や橋、上水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。
- 公共施設等の適正かつ効率的な運営を図るため、町公共施設等総合管理計画を策定しました。この計画は公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針を定めたものです。
- 町公共施設等総合管理計画の対象である公共施設等の建築年度区分の構成比をみると、昭和56年以前の建物(旧耐震基準)が49%、築30年を超える建物は全体の53%となり、老朽化が進んでいます。
- 今後は、町公共施設等総合管理計画で定めた基本的な方針に基づき、個別の公共施設等の具体的な方針を検討したうえで、個別計画を策定し、公共施設等の適正管理の取組みを進める必要があります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・旧御宿高校校舎施設整備事業
- ・旧岩和田小学校校舎耐震改修検討
- ・公共施設の有効活用と民間による効果的な運営を促進



①安全で効率的な公共施設運営を図ります

取組む施策

- 公共施設等の総合かつ計画的な管理は、公共施設等総合管理計画推進会議により、全庁的な取組体制の構築を図ります。
- 役場庁舎は、築20年を超えているため、予防保全的な維持管理に努め、大規模修繕等も検討しつつ、建物の長寿命化を図ります。

《主な取り組み》

- 公共施設等総合管理事業
- 庁舎管理事業



地域で支え助け合う子育て・福祉と教育のまちづくり

4 育み支え合うちから

【地域福祉】

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などを背景に地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下しています。
そのような中で、地域住民が安心して暮らせるよう、公的な福祉サービスはもとより、地域住民、社会福祉関係者が相互に協力し合いながら、地域福祉の推進を図っていく必要があります。
- 災害時に自力で避難することが困難な方(要支援者)の名前や住所、連絡先を登録した避難支援台帳の登録・更新を行い、行政区や民生委員などと共有し災害発生時の地域での助け合いに活用できるよう整備しています。今後は、台帳の個人情報の更新頻度を増やし、有事の際には最新情報が活用できるよう整備することが重要です。
- 身体的・環境的な理由から買い物や調理など日常生活を送ることが困難な高齢者が増加しているため、介護サービスの給付を受けていない方への対応も課題となっています。
- 社会福祉協議会では、登録ボランティアの交流、連絡調整や研修等の場であるボランティア連絡会を支援しています。今後も、社会福祉協議会、ボランティア連絡会、町がそれぞれの役割の中、情報共有を図りながら、増加・多様化するニーズに対応できる体制を整える必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・安全生活事業(避難支援)
- ・お出かけ支援事業
- ・安全生活事業(生活支援)
- ・福祉ボランティア組織の活動支援

①安全生活事業(避難支援・生活支援)の体制強化に努めます

取組む施策

- 避難支援台帳の周知を行い、定期的に台帳の個人情報を更新します。
- 介護サービス給付を受けていない一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方々などが日常生活において活用できる配食・配達サービス、ヘルパー派遣、移動サービスなど民間事業所サービスの情報を効果的に提供できるように努めます。

《主な取り組み》

- 安心生活事業(避難支援)
- 安心生活事業(生活支援)



②福祉ボランティア活動の充実、拡大に努めます

取組む施策

- ボランティア参加者の充実や増加するサービス需要に対応するため、広報活動を通じて福祉ボランティア参加者の増加を図ります。

《主な取り組み》

- 福祉ボランティア活動の充実



【児童福祉】

現状と課題

- 人口減少や少子化、家族形態の変化、就労の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育のニーズの多様化も進んでいます。そのようなことから、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが社会の役割となっています。
- おんじゅく認定こども園は、就学前の子どもに保育と教育を一体的に提供する施設として平成29年度に開設しました。子育て相談や乳幼児向けの事業を充実させるため、子育て支援センターを併設し、保護者ニーズに対応した子育てしやすいまちづくりを推進しています。
- 御宿児童館では、小学生向けの事業を行い、子どもの意欲を育て成長を促す取り組みを行っており、引き続き子どもたちの健全な遊び場として整備する必要があります。また、子育て相談や講演などの子育て支援事業のうち乳幼児のいる親子向け事業の一部を順次、認定こども園の子育て支援センターに移行し、親子同士の交流や子育て相談、情報提供の場を引き続き整備していきます。
- 放課後児童クラブは、町内に住所を有する小学校1年生から6年生で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、御宿児童館で実施しています。夏休み期間のみの利用希望は現在受け付けていませんが、今後、受入体制の整備について検討する必要があります。
- 児童遊園については、少子化に伴う利用者の減少や遊具の老朽化もあることから、児童遊園の必要性について検討する必要があります。
- 岩和田児童館は施設の老朽化が進んでおり、今後継続して運営するためには、大規模修繕が必要となるため、御宿児童館とのよりよい統合方法を検討する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・保育所施設等建設事業
- ・子育て相談窓口の設置を検討
- ・一時保育(乳幼児)の充実と適正運営

①認定こども園の適正運営及び児童館等の統廃合検討を進めます

取組む施策

- 平成29年度から開園した認定こども園は、一人ひとりの子どもを大切に育てることを目標に、子どもの年齢に応じた保育・教育の提供に努めます。また、保護者の保育ニーズに対応できる体制を整え、子育てしやすい施設づくりを進めます。
- 岩和田児童館は、御宿児童館とのよりよい統合方法を検討し、その後、除却を進めます。
- 旧御宿保育所は、再利用または除却の検討を行います。
- 児童遊園については、行政区と集約に向けた協議を進めます。

〈主な取り組み〉

- 子育て環境整備事業
- 岩和田児童館解体(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 旧御宿保育所の利活用を検討
- 児童遊園の整備(集約・更新)検討



②子育て支援センターに子育て相談窓口を設置します

取組む施策

- 認定こども園に併設される子育て支援センターでは、乳幼児向けの子育て支援事業に取り組むほか、保護者同士が交流できる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターが気軽に利用できるよう広報等を通じて周知します。

〈主な取り組み〉

- 子育て支援センターの充実
- 子育て支援センターの利用促進



③放課後児童クラブの充実に努めます

取組む施策

- 放課後児童クラブ支援員研修会に職員を派遣し、支援員として必要な知識、技能の習得・向上を図り、児童の育成支援に取り組みます。
- 放課後児童クラブの利用者要望を踏まえ、夏季及び随時の受入体制の整備を検討します。

《主な取り組み》

- 放課後児童クラブ指導員の資質向上
- 放課後児童クラブの受入体制整備の検討(夏季・随時)

【障害者福祉】

現状と課題

- 障害者差別解消法が平成28年度から施行され、障害者に対する不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められ、今後より一層、障害を持つ方が地域で分け隔てなく暮らせるよう環境の整備や制度の充実・周知を図る必要があります。
- 夷隅圏域の事業所や関係団体と連携した自立支援協議会では、各団体間の情報提供、意見交換を実施し、障害者(児)の個々に応じたきめ細かい支援が実施できるよう調整を図っています。市町村が主体となる地域生活支援事業では、近隣市町村とほぼ同様の事業を実施していますが、事業内容の見直しについて、障害者(児)のニーズや要望を踏まえ検討する必要があります。
- 療育・精神障害者保健福祉手帳の所持者は近年増加傾向にあります。そのため、関係機関との連絡調整の充実を図り、きめ細やかな支援内容の検討、相談の実施を行うことが求められます。また、地域住民に障害等について理解してもらうよう周知するなど、障害を持つ方が暮らしやすい地域づくりを行う必要があります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・障害者の相談支援体制の充実・雇用の場の確保について検討

①誰もが安全に暮らせる環境整備の推進

取組む施策

- 多様化するニーズの把握と障害者制度の改正等を注視しながら、暮らしやすい地域づくり（公共施設等の環境整備）を、町身体障害者福祉会と連携して進めます。
- 障害をもつ方が暮らしやすいよう、市町村事業である地域生活支援事業（見直し）を実施します。

《主な取り組み》

- 公共施設等の環境整備推進
- 障害者地域生活支援事業（見直し）

②相談支援を充実します

取組む施策

- 相談支援事業所と連絡を密にし、サービス提供に向けた利用計画の作成を行います。
- 相談窓口の充実のため、障害者相談員への制度改正などの情報提供を実施します。

《主な取り組み》

- 障害者の相談支援整備事業
- 障害者相談員との連携

③後見人制度の利用支援を行います

取組む施策

- 法人後見を実施する事業所の設置に向けた検討協議を行います。
- 障害者の権利行使等のため、広報等により制度の周知を図ります。

《主な取り組み》

- 法人後見事業の設置に向けた協議
- 後見人制度の周知、情報発信

【高齢者福祉】

現状と課題

- 病気などで一時的に生活機能の低下をきたしている高齢者に対し、町が委託する事業所からヘルパーを派遣し生活指導を実施しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき、心身の良好な状態を維持するためには、今後も継続して各種サービスを提供し、高齢者の状況に合った取組みを図ることが重要です。
- 高齢者の知識や経験を生かすことができるシルバー人材バンクは、働くことを通じて地域づくりに貢献するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができることを目指しています。利用の依頼件数が増えているため、今後も広報活動を通じて普及を積極的に行い、高齢者が元気に社会参加できる地域づくりを進めていく必要があります。
- 高齢者の生きがいづくり事業として、スポーツ大会や囲碁・将棋大会、健康づくり、児童との世代間交流などを行っていますが、参加者が固定化している傾向にあるため、多くの高齢者が参加できるような工夫や事業周知を図ることが重要です。
- 一人暮らしや高齢者世帯などを狙う詐欺や悪質商法から高齢者を守るため、警察からの依頼により防災無線を通して周知しています。また、各種団体と連携を図りながら、犯罪予防対策の強化を行い、高齢者の犯罪被害を防止することが求められます。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・緊急通報システムサービス事業
- ・高齢者の生きがいづくり事業
- ・高齢者等の働く場の環境づくり事業
- ・一人暮らし・高齢者世帯等における犯罪予防啓発事業の強化

①生活管理支援体制を強化します

取組む施策

- 介護保険や保健予防、医療機関等との連携により、引き続き要介護状態への進行予防や自立した生活を確保するなど円滑なサービス提供を行い高齢者の福祉増進を図ります。

《主な取り組み》

○生活管理指導員派遣事業

②高齢者の生きがいつくり事業の充実を図ります

取組む施策

- 高齢者に対し、魅力ある活動への工夫を行いながら、生きがいつくり活動や健康づくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者が自己の経験や能力などを生かして社会参加を図り、地域社会と密接な連携を保ちながら働く機会を得て、自らの生きがいを高めること等を目的とするシルバー人材バンクの登録者増加に向けた周知を図ります。



《主な取り組み》

○高齢者の生きがいつくり事業

○シルバー人材バンク推進事業

③高齢者を狙う犯罪からの予防・強化に努めます

取組む施策

- 高齢者の犯罪被害を防止するため、高齢者見守りネットワーク、ケアマネージャー、ホームヘルパー等からの情報収集を行い、介護予防事業などで周知するほか、各種団体と連携を図りながら犯罪予防対策の強化に努めます。

《主な取り組み》

○高齢者の犯罪被害予防啓発事業



【保健・医療】

現状と課題

- 少子高齢化が進行し、疾病構造も多様化しているなか、住民の健康保持・増進を図り、生涯にわたり元気に生活できるまちづくりに取り組むことが重要です。
- 高齢者を含む成人に対しては、がんや生活習慣病予防を中心に各種事業に取り組んでおり、広報紙や千葉テレビデータ放送(県内市町村情報)等でPRを行っています。しかし、検診の受診率向上や教室参加者の増加につながらず、生活習慣病に対する理解や生活改善意識の高揚に向けた取組みについて検討する必要があります。
- 社会全体の問題になっている自殺に対しては、状況把握や分析が十分にできていない状況にあるため、今後は分析等を行うとともに実態に沿った取組みが必要になります。
- 児童のう歯予防は、フッ化物歯面塗布や歯科衛生士による個別指導・集団指導を実施していますが、未だう歯の保有率が高い状況です。そのため、乳児期からのう歯予防施策や定期的な歯科健診の受診促進を図るほか、日常生活における歯みがき習慣の定着など、意識の高揚を図ることが必要です。
- 子どもの医療費助成事業では、児童の健康保持と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、平成28年度から対象を高校生までに拡充するとともに、所得制限を撤廃しました。
- 健康と密接な関わりのある「食育」については、状況把握や分析などが十分ではない状況です。
- 地域医療については、医療機関や救急情報の周知を図るため、町ホームページでの情報提供を行うほか、町内医療機関や地区医師会との連携により安心して医療を受けられる体制づくりに努めているところですが、町内に入院できる病院がなく、小児救急医療体制が整っていない等の課題を抱えています。
- 地域の中核的な病院であるいすみ医療センターについては、平成28年度に公立病院改革プラン策定に係る協議に加わり、より良い医療体制の確立に向けた取組みを進めています。また、二次医療圏(山武・長生・夷隅)以外の医療機関に多く受診していることから、二次医療圏の見直しを県に要望しています。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・各種がん検診受診率向上対策・データ放送の活用(千葉テレビ)
- ・子ども医療費助成の拡充
- ・総合的な食育事業
- ・ホームページを活用した地域医療機関・救急情報の提供

①がん検診の受診率向上で、がんの早期発見に努めます

取組む施策

- 検診の周知を図るため、がん検診に係る新規対象年齢者(子宮がん:20歳、乳がん:30歳、胃がん・大腸がん・肺がん:40歳)に無料検診クーポンを配布し、若者の受診率向上を図ります。
- がん検診通知は、受診希望者のみに通知していましたが、新規対象者に対しては全員に通知を行い、定期的な受診と健康意識の向上を図ります。
- 精密検査対象者のうち医療機関未受診者に対して電話連絡や訪問による受診勧奨を行い、適切な医療機関受診によるがんの早期発見・早期治療を促します。
- がんの早期発見の大切さをPRするため、新たに商工会や学校、認定こども園などの協力を得ながら、職域を通じた周知や保護者に対する周知など、広く周知の機会を広げます。

《主な取り組み》

- 無料検診クーポン券配布事業
- 新規対象者への全数個別通知の実施
- 精密検査対象者への受診勧奨事業
- がん検診PR事業



②予防施策の充実を図ります

取組む施策

- 定期予防接種の接種率向上のため、これまでも対象者全てに接種勧奨を行ってきましたが、保護者が適切に接種管理できるよう、認定こども園の年少児など特定の年齢を対象に接種済みワクチンチェックリストの配布と未接種項目の接種勧奨を行い、予防意識の定着化を図ります。

《主な取り組み》

○予防接種の接種率向上対策の推進

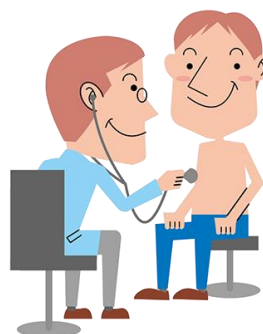
③生活習慣病予防の取組みを強化します

取組む施策

- 住民の生活習慣や疾病の実態を把握し、一貫した疾病予防と健康づくりの推進を図るため、健康増進計画を策定し、計画に基づいて各種の取組みを実施します。
- 生活習慣病予防の取組みとして実施している各種教室等(糖尿病予防教室、ヘルシーサークル、健康相談)の参加者が減少傾向にあるため、実施方法や内容等を検討し、参加者増加に向けた取組みを進めます。
- 仕事等により健康相談会場に来所できない方に対し、メールでの相談にも対応できるよう体制を整備します。
- 生活習慣病の早期発見に向けた取組みとして、特定健診前の若年層の健診を実施します。

《主な取り組み》

- 健康増進計画の策定
- 各種教室の参加率向上の取組み
- ホームページを活用した糖尿病予防対策
- 若年健診の実施



④総合的な食育事業を展開します。

取組む施策

- 望ましい食習慣を身につけ、住民が生涯を通して健康に生活できるよう、食育推進計画を策定し、今後の事業展開につなげます。
- 食育事業の情報を共有し、より効果的な事業の展開につなげます。

《主な取り組み》

- 食育推進計画の策定
- 各課連携による食育の推進

⑤自殺予防について対策を図ります

取組む施策

- 自殺を予防するために自殺対策計画を策定し、計画に基づいて各種の取組みを実施します。

《主な取組み》

○自殺対策計画の策定

⑥関係機関と協議調整のうえ地域医療の充実を図ります

取組む施策

- 地域の中核的な病院であるいすみ医療センターの活性化を目指し、診療内容等について病院とともに検討し、地域医療の充実を図ります。
- 現在の二次医療圏(山武・長生・夷隅)以外の医療機関に多くの方が受診している現状を踏まえ、県に対し二次医療圏の見直しを引き続き要望します。

《主な取組み》

- いすみ医療センターとの検討による地域医療の充実
- 二次医療圏見直しについての要望



【国民健康保険・後期高齢者医療】

現状と課題

- 高齢化や高度医療の進展に伴い、医療保険制度における安定した給付は早急の課題となっています。医療費が増加傾向にあることから、今後さらに医療費の適正化や保健事業の推進により被保険者の負担軽減に取り組む必要があります。
- 医療費適正化対策としては、従来のレセプト点検等に加え、重複・多受診者への訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及啓発等について積極的に取り組んでいます。
- 保健事業では、国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査の受診率が伸び悩み、特に若年層の受診率が低い状況にあります。
そのような中、国民健康保険においては、平成29年度に被保険者の医療費や健診データを分析し、効果的な保健事業が実施できるようデータヘルス計画の策定に取り組みました。今後は定期的に、特定健康診査等実施計画と一体的に見直しを行い、被保険者の現状に合わせた健康づくりの推進が必要となります。
- 後期高齢者医療においては、平成27年度に千葉県後期高齢者医療広域連合がデータヘルス計画を策定し、平成28年度からは新規に歯科健診事業を開始しました。
- 平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県と市町村が保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体、市町村は資格管理や保険給付、賦課・徴収等の事務を引き続き担うこととなります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・保健事業の周知とデータ放送の活用(千葉テレビ)
- ・国民健康保険税の収納率向上

①新国保制度の適正な運営に努めます

取組む施策

- 被保険者証や保険税等、被保険者に直接影響する内容については、適宜周知を行い、新制度の適正な運営に努めます。

〈主な取り組み〉

○広域化の周知と適正運営

②保健事業の推進により、生活習慣病予防に努めます

取組む施策

- 健診受診機会を多く提供するため、短期人間ドック受診費用の助成を行っていますが、更なる受診機会の提供を図るため、引き続き特定健康診査の個別健診の実施について関係機関への要望を行います。
- 千葉県国民健康保険団体連合会と協力し、健診未受診者や保健指導対象者へ受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。
- データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき保健事業を推進します。

〈主な取り組み〉

- 特定健診個別健診についての要望
- 特定健診・保健指導の利用勧奨の実施
- データヘルス計画等に基づく保健事業の推進



③国保医療費の適正化の取り組みを強化します

取組む施策

- ジェネリック医薬品の利用推進に向け、引き続き差額通知や利用希望カードの配布を行うとともに広報紙やチラシ等による啓発を実施します。
- 医療費適正化に向けて、引き続き重複・多受診者の確認を行い、適正な受診のための訪問指導を実施します。

《主な取り組み》

- ジェネリック医薬品の利用推進
- 重複多受診者に対する訪問指導

④国保資格の適正化に努めます

取組む施策

- 国保資格適用の適正化のため、引き続き日本年金機構と連携し、年金変更情報を活用した保険切替えの届出勧奨通知を実施します。
- 被保険者証が未送達の被保険者については、居所不明の調査を行い、不現住被保険者については、関係課と連携し適切な措置を講じるよう努めます。
- 擬制世帯や低所得世帯等、社会保険の被扶養者に該当する可能性がある被保険者に対して調査を行い、適用の適正化を図ります。

《主な取り組み》

- 年金情報を活用した届出勧奨通知の実施
- 居所不明調査の実施
- 適用適正化調査の実施

⑤国民健康保険税の収納率向上に努めます

取組む施策

- 国民健康保健税滞納者の納税・納税指導を行うため、休日、夜間等に個別訪問や電話催告等を行います。また、悪質滞納者に対しては、預金調査や差し押さえ等の収納強化対策を図り、滞納額の縮減を図ります。

《主な取り組み》

- 国民健康保険税の収納強化対策

⑥後期高齢者医療の適正な運営に努めます

取組む施策

- 健診受診機会を多く提供するため、短期人間ドック受診費用の助成を行っていますが、更なる受診機会の提供を図るため、引き続き広域連合と連携し健康診査の個別健診の実施について関係機関への要望を行います。
- 新規の後期高齢者医療被保険者(75歳)全員に健診の個別通知を行うことで、周知を図ります。
- 広域連合と連携し、高齢者の生活習慣病予防事業や重複・多受診者への訪問指導等の実施により、疾病の重症化予防や医療費適正化を図ります。
- 口座振替の推進や手紙・電話による催告等のほか、納付相談を実施し、きめ細かな収納対策を行います。

〈主な取り組み〉

- 個別健診についての要望
- 新規被保険者に対する健診受診勧奨の実施
- 重複・頻回受診に対する訪問指導の実施
- 口座振替推進等による保険料収納対策



【介護保険】

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。こうしたことから、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる取組みが必要であり、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供できる体制の整備に取り組んでいます。
- 介護予防事業は、普及啓発、運動機能、口腔機能、栄養改善等、それぞれの事業の目的でリハビリテーション専門職等の協力により機能強化を図るとともに、楽しみながら、より介護予防の意識が高まるよう実施していますが、参加者数のバラつき等があり、対象者への意識づけが課題となっています。また、健康や生活に不安を感じているひとり暮らし高齢者を対象に、不安の軽減、うつ・認知症・閉じこもりなどの予防と支援を目的に自宅訪問を行っています。個々の状況に応じて地縁組織等も含めた関係機関との連携が求められます。
- 認知症状等により判断能力が低下する者の増加、申立人となりうる親族との関係の希薄化が懸念されており、成年後見制度の利用者が増加することが見込まれることから、より一層の制度利用の促進が必要です。
- 高齢者が安全で安心した暮らしができる環境を確保するため、協力事業者との連携により、認知症の方や高齢者の見守りを行っています。認知症を正しく理解していただく取組みを行い、地域における見守り強化を図る必要があります。
- 全高齢者(要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者)を介護予防事業対象者とし、一次予防・二次予防の対象者を機械的に分けることなく、介護予防事業を実施しています。今後はそれぞれの予防メニューにおいて、参加者が楽しみながら参加できる工夫や地区への巡回など、より介護予防の意識が高まる取組みの充実が求められます。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・家族介護教室の開催
- ・認知症高齢者の見守り支援活動の体制づくりを検討

①介護予防・啓発訪問事業の拡充

取組む施策

- 国際生活機能分類(ICF)の考え方を取り入れ、健康、身体機能、活動、参加にも目を向けながら、従来の運動機能予防改善等の事業に加え屋外活動やレクリエーション活動などに取り組みます。また、地域住民が主体となり実施できるよう介護予防サポーターを育成しながら、より身近な介護予防の取組みを推進します。
- 安否確認や日常生活の状況把握などの報告に留まらず、状況に応じて地縁組織等も含めた関係機関との協働支援に対応できるよう取り組みます。

《主な取り組み》

- 介護予防普及啓発事業
- 介護予防訪問事業



②成年後見制度利用・助成事業

取組む施策

- 講演会や広報、ポスター等により、制度の周知を図るとともに、制度利用の相談支援を行い、必要な方が適切に利用できるよう促進します。

《主な取り組み》

- 成年後見制度の利用支援事業

③介護家族の負担軽減・支援事業

取組む施策

- 新規・更新認定によって在宅で要介護4、5と認定された方に対して、結果通知に事業・制度の案内を同封することにより家族介護用品の給付券支給事業を周知し、利用を促します。

《主な取り組み》

- 家族介護用品の給付券支給事業

④認知症高齢者見守り事業

取組む施策

- 高齢者見守りネットワークにおける協力事業者との連携を強化し、認知症の方だけではなく、高齢者の見守りを引き続き行います。
- 住み慣れた地域で暮らしていけるよう認知症サポーターの養成を継続して行いつつ、認知症地域支援推進員や町内の介護保険事業所等と連携し、地域の見守り強化に努めます。

《主な取り組み》

- 高齢者見守りネットワーク事業
- 認知症サポーター養成講座の開催

⑤基本チェックリストによる適正なサービス等の利用促進

取組む施策

- 介護予防・日常生活支援総合事業の創設に併せ、基本チェックリストを活用し、健康状態等を事前に把握していきます。また、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある方を対象に、「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」、「閉じこもり、認知症、うつ予防・支援事業」といった介護予防事業の参加を促し、必要に応じて介護保険サービスに繋がめます。

《主な取り組み》

- 介護予防把握事業



⑥介護予防を通じた地域づくり

取組む施策

- 地域住民と従来の事業対象者がともに介護予防に取り組めるよう、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

《主な取り組み》

- 地域介護予防活動支援事業

5

次代を担うちから

【学校教育】

現状と課題

- 学習指導要領では、児童・生徒の「生きる力」の育成が求められ、人生を拓く確かな学力、思いやりのある豊かな心、活力あふれる健やかな体を育む教育活動の充実を図ることが必要であると示されています。学習指導要領改訂(2020年予定)では、基礎力の1つである言語能力の向上に向け、小学校の中・高学年への英語教育が今まで以上に充実されるため、専門的な指導ができる人材の確保が必要です。
- 情報の基礎的な知識や技能の向上をはじめ、ICT教育や情報を使いこなす能力が必要になるため、学校におけるICT機器を導入した情報活用能力の育成も重要です。増加傾向にある特別支援を必要とする児童・生徒に対しては、生きる力を身につけることができるよう配慮が必要になります。
- 児童・生徒の取巻く環境は変化し、直接体験の機会は減り、間接体験・疑似体験が増えているといわれています。直接体験からは、社会性の育成や自我の形成などのほか、個々の課題を発見し、解決する「思考力」、「実践力」を養うことができます。
- 児童・生徒は学校以外の場所で災害にあった場合、自らの命は自らで守る必要があります。それに伴い、家庭・地域・学校・行政が連携した安全環境を整備することが必要です。
- いじめ防止対策推進法が制定され、誰もがいじめの当事者になることのない環境を整えることが基本とされています。また、児童・生徒が互いに心の通う良好な対人関係を構築できる大人へと育む取組みが必要なほか、道徳の時間等で児童・生徒がいじめ問題を主体的に考える取組みが重要です。
- 学校施設は、耐震を含む大規模改修工事を実施しましたが、今後も計画的な改修が必要です。学校給食共同調理場の運営管理については検討を進め、安全安心な給食を引き続き提供します。また、学習指導要領改訂に伴う教材備品の整備も必要です。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・教職員の研修派遣と資質向上
- ・御宿中学校屋外運動場改築工事
- ・児童生徒・教職員PC整備
- ・御宿小学校整備事業
- ・地域に密着した体験学習の充実
- ・学校給食共同調理場整備
- ・登下校における地域と連携した見守り対策
- ・布施小学校校舎耐震・大規模改修
- ・御宿小学校校舎に係る協議・調整

①個性や能力を伸ばし、たくましく生き抜く力を育む学校教育を充実します

取組む施策

- 次期学習指導要領による英語教育対応のため、小学校に外国人指導助手(ALT)を配置します。
- タブレット PC 等を利用できる ICT 環境のさらなる充実を図ります。また、タブレット PC 等を授業において効果的に活用できるよう教員向けの研修を行います。
- 障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、特別支援教育支援員を各学校に配置し、学校生活や学習上の支援を行うサポート体制を整えます。

《主な取り組み》

- 小学校の外国人指導助手(ALT)配置事業
- タブレット PC 環境整備
- タブレット PC 教職員研修の実施
- 特別支援教育支援員配置事業



②特色ある教育活動の充実と安全で安心な学校づくりに取り組みます

取組む施策

- 宿泊体験を伴う自然体験や生活体験、ボランティア活動や職場体験等の児童生徒の直接体験の機会をつくれます。また、宿泊体験事業や生徒活動の補助を拡充します。
- 「自らの命は自ら守る」ことができるよう、登校時の避難訓練や防災教育、地域安全マップの作成点検などを行います。また、「こども110番の家」を再度確認し、制度の周知・加盟への依頼を行い、地域と連携した安全環境の整備に努めます。

- 道徳に係る諸計画を見直し、学習指導要領の改訂に備えます。道徳科では「考え、議論する授業」を実践できるよう指導方法の改善を図ります。いじめについては「人として絶対に許されない」という強い認識に立ち、日ごろから児童生徒に自尊感情を育み、未然防止・早期発見に努め、組織全体で早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 小・中学校新入学児童・生徒の入学準備金給付事業をはじめ、高校・大学等への入学準備金の調達が困難な方への入学準備金給付などを行い、保護者の負担軽減を図ります。

《主な取り組み》

- 地域に密着した体験学習の充実
- 災害対応能力の向上と防災意識の高揚
- 「こども 110 番の家」の加盟促進(地域連携)
- 道徳教育の充実と指導方法の工夫改善
- いじめ防止体制の整備
- 保護者負担軽減事業(修学旅行費用補助)
- 保護者負担軽減事業(入学準備金)



③ 学校施設の維持管理や学習指導要領改訂にあわせた教材備品等を整備します

取組む施策

- 児童生徒が良好な環境のもとで教育を受けられるよう、施設設備や計画的な遊具等の整備を進めます。
- 改訂される学習指導要領に沿った教材備品の整備・充実を図ります。
- 学校給食共同調理場について、老朽化による施設の見直しを行い、安全安心な学校給食を提供します。

《主な取り組み》

- 御宿小学校修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 御宿小・中学校施設整備事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 老朽化施設の計画的な整備
- 遊具等の計画的な整備
- 新学習指導要領に沿った教材備品の整備・充実
- 学校給食共同調理場整備事業(重点施策2 公共施設長寿命化)



【青少年健全育成】

現状と課題

- インターネットを利用する生活が浸透しているなか、その恩恵を受けている一方で、有害情報やインターネット上の書き込みによるいじめも深刻な状況であるなど、その対応が求められています。インターネットの利用も低年齢化し、新たな形のいじめや犯罪等に巻き込まれる可能性が増えています。
- 青少年相談員の活動は、複雑・多様化している家庭環境の問題をはじめ、町内パトロールの実施や地域イベントへの参加、各種相談など様々な活動に取り組んでいますが、相談員を確保することが困難な状況にあります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・地域住民や関係団体との連携による防犯パトロール
- ・青少年相談員等を対象にした研修会への参加(指導者の育成)

①保護者や地域との連携を強化します

取組む施策

- 青少年相談員活動において、子どもたちがインターネットを適切に使用できるよう環境づくりを推進します。
- 多様化する家庭教育に関する悩みや相談(非行、生活習慣、登校拒否など)について、家庭教育指導員による相談事業を実施します。
- 青少年相談員の活動の見直し・充実を図るとともに、相談員の確保に向けた取組みを進めます。
- 多くの方が参加できるようスポーツ大会やレクレーション活動の内容の見直しを図ります。

《主な取り組み》

- インターネットの適切な利用に向けた広報啓発の推進
- 家庭教育相談事業
- 青少年相談員活動の充実と相談員の確保
- 公民館事業への参加者拡大

【社会教育】

現状と課題

○公民館は住民の身近な学習拠点だけでなく、人々が集う交流の場として重要な役割を果たしており、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学習機会を提供することが求められています。

○町公民館では、住民要望に合った主催教室の実施や自主グループの活動支援などを行い、住民が気軽に集い活動できる場所づくりに取り組んでいます。しかし、各種事業の参加者は年々減少傾向にあるため、子どもや若者、働き世代も含めた多くの住民が多様な学習活動を行うことができるよう施設の管理運営・改修整備が必要です。

○B&G海洋センターでは、子どもから成人まで年代に応じた各種健康づくり事業を行っています。幼児運動教室や健康体力チェック事業などは、専門的な知識や技能を有する指導者が必要であることから、スポーツ推進委員や大学連携による指導員の確保や地域指導員の育成が必要です。

○B&G海洋センターの安全管理・運営を図るため、計画的な施設整備が必要になります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・主催教室に係る住民ニーズの把握、大学連携・ボランティア協力、公開講座の開催
- ・自主グループの活動支援
- ・公民館整備事業、図書室機能の充実
- ・旧岩和田小学校体育館ガラス戸改修
- ・B&G体育館整備事業
- ・B&Gプール整備事業
- ・B&G野球場整備事業

①公民館施設の計画的な改修と生涯学習を推進します

取組む施策

■公民館施設の管理・改修整備については、緊急性や必要性を把握し計画的な整備を実施します。

■若年層にターゲットを絞った主催事業を企画し、生涯学習の活動の場を広げます。

また、事業内容や開催日時など利用者の意向調査を行い参加者の増加対策に努めます。

■大学連携事業として、幅広い年齢層を対象に大学等の専門的な技術・知識等を生かした公開講座を開催し、生涯学習の機会を確保します。

- 定期的に図書の入替えを実施し、誰もが利用しやすい図書室の運営に努めます。
- 放課後等における子どもたちの活動拠点づくりのため、放課後こども教室等の事業を推進します。

《主な取り組み》

- 公民館修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 生涯学習活動の充実
- 大学と連携した公開講座の充実
- 利用しやすい図書室の運営
- 放課後こども教室等の事業の推進

②B&G 施設の安全管理と生涯スポーツを推進します

取組む施策

- 団塊世代を中心とした元気な世代(アクティブシニア)のニーズが高まるなか、健康づくりやスポーツに親しむ機会をつくるほか、ひとりでも安心して参加できるよう運動機器の整備・充実を図ります。
- 施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全面を考慮した中で、今後の施設の在り方について検討します。
- 利用者アンケートを踏まえた事業内容の充実・見直し、新規事業の開催など、利用者のニーズに応じた取組みを行います。また、事業内容に応じて近隣大学(国際武道大学)の協力や専門的な指導者の確保を行い、事業を行います。
- 民間のノウハウを活用した指定管理者制度の導入に向け取組みを進めます。

《主な取り組み》

- 運動機器の整備・充実
- 社会体育施設(BG) 修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 利用者のニーズに応じた主催事業の充実
- 専門的な指導者の確保
- 民間ノウハウを活用した指定管理者制度の導入



6

文化を継承するちから

【文化の振興】

現状と課題

- 町指定の文化財は32種類あり、そのほとんどが個人所有の施設や備品です。町指定文化財の維持管理は所有者の負担により実施されていますが、貴重な文化財の保護・維持を進めるための支援策が求められています。
- 新たに町指定の文化財認定に向けた取り組みとして、埋蔵文化財包蔵地を中心とする文化財調査を行う必要があります。しかし、調査を実施するには専門知識を有する学芸員を確保する必要があるほか、計画的な事業実施が求められます。
- ミヤコタナゴについては、保護、増殖、啓発を図るため、専門的な知識を有する人材やボランティア団体との連携、飼育管理に係る器材等の整備が必要です。
- 御宿町歴史民俗資料館では、手動式農具や縄文土器の展示、御宿町ゆかりの文人・画家の紹介、世界各国における初等教育の教科書の展示のほか、町の歴史的な史実や郷土品等に係る企画展を開催しています。
- 子どもたちや地域住民の町の文化や歴史の継承・振興につながるよう、資料館の施設整備をはじめ、郷土の歴史や文化への誇り・愛着を深める取り組みを引き続き行う必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・文化財表示板等の更新
- ・無形民俗文化財保存育成
- ・ミヤコタナゴの保護・増殖事業
- ・住民との触合いにより地域文化・歴史を継承する環境づくり
- ・関係団体との連携による自然観察
- ・歴史民俗資料館における住民参加型企画展の実施

①文化財の保護・育成に取り組めます

取組む施策

- 歴史民俗資料館では、町の史実に関する物品や郷土品等を展示していますが、施設空調や展示台等が整備されていないため、環境整備を行います。
- 文化財の修繕、改修等は所有者負担となっており、形態維持や管理が困難なため、保護維持を目的にした補助金等を検討します。
- 学習や体験など学びの機会の増加や歴史・文化の魅力発信に努めるとともに、学芸員など有資格者を確保し、展示や企画展の充実化を図ります。
- ミヤコタナゴの保護、増殖には専門知識を有した人材や器材が必要であり、人材の確保及び水槽などの器材の整備を行い、増殖や保護啓発を行います。

《主な取り組み》

- 歴史民俗資料館の施設整備事業
- 文化財の継続的な維持・補修
- 文化財情報の整備・充実
- ミヤコタナゴ保護・増殖事業



【交流事業】

現状と課題

- 本町は、メキシコ合衆国・アカプルコ市やドン・ロドリゴ生誕地であるテカマチャルコ市との姉妹都市提携、町歴史民俗資料館とぼうぼうあたま博物館(ドイツ・フランクフルト市)との姉妹館提携、メキシコ友好親善使節団の派遣、日墨交流400周年事業、スペイン友好コンサートの開催を礎としたスペイン国との友好交流の発展など、様々な取り組みを行っています。こうした取り組みや400年前の誇り高い史実を後世に伝えるとともに、御宿の文化やメキシコ・スペインの文化を互いに尊重し、地域の活性化や国際的視点に立った取り組みが求められます。
- 郷土愛の育成、自治意識の向上といった国際交流活動の成果を住民に還元し、世界に開かれた御宿の実現が求められます。そのため、国際交流協会や住民団体、大学との連携を図る必要があります。

○野沢温泉村との交流事業は、昭和51年から中学1年生による海山交流事業を継続的に実施しています。一般交流事業は、それぞれの住民が自発的な活動として人的・産業間交流を行えるような支援策を展開していくことが重要です。また、物産交流は、御宿町の産品を野沢温泉村に持参し、販売及び試食会などをはじめたところであり、さらなる交流発展に向けた取組みを行うことが重要です。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・外国の歴史・文化等に関する国際理解・国際感覚豊かな人づくり
- ・国際交流事業
- ・野沢温泉村との産業間交流

①国際交流事業と長野県野沢温泉村との交流

取組む施策

- メキシコ・スペイン等との文化的な交流について、御宿町国際交流協会や関連団体の協力のもと、交流の機会づくりに努めます。
- 地域に伝わる歴史・文化等を分かりやすく価値ある形に残せるよう、資料の整理調整に努めます。
- 野沢温泉村との交流事業は昭和51年の「海と山の子交流会」から続いており、今後も中学1年生による交流を継続して実施します。自然環境の異なる野沢温泉村の文化を体験し、知ることで社会的視野を広くすることができます。また、交流時に御宿町を紹介するため、自らの町や生活を知る良い機会となっています。

◀主な取り組み▶

- メキシコ・スペインとの文化的交流
- 伝わる歴史の資料整理・調整
- 野沢温泉村との「海と山の子交流事業」



景観美化と自然環境を活かしたまちづくり

7 良好な生活環境をつくるから

【ごみ・汚水処理】

現状と課題

- 町清掃センターは建設から30年以上が経過しており、施設の定期的な修繕により適正能力の維持に努めていますが、老朽化が進行していることから広域ごみ処理施設の早期建設が望まれます。しかし、広域ごみ処理施設建設事業が休止となったことから、町清掃センターの延命化を図る必要があるため、定期的な修繕や基幹的大改修が必要になるほか、改修(炉停止)期間の増加に伴うごみ処理対策が必要です
- 清掃センター設備に対する負担軽減対策、ごみ減量化施策の一環として、コンポスト・生ごみ処理機・手作りコンポストの購入に対する補助事業を行っています。また、不法投棄対策として、不法投棄監視員を認定し、町内パトロールの実施による不法投棄の早期発見・被害拡大防止に取り組んでいます。
- 生活雑排水の流入による河川・海の水質汚濁を防ぎ、自然環境を保護するため、堺川生活排水処理施設の適正運転や維持管理、単独浄化槽・汲取り便槽の合併浄化槽への転換を推進しています。また、合併浄化槽を設置していても清掃・点検等の適切な管理を行っていない場合、水質汚濁の原因となりますので、河川の水質浄化に向けた住民啓発を行う必要があります。
- 堺川生活排水処理施設は昭和63年の竣工から28年間にわたり稼働しており、施設の老朽化が進んでいます。適正な運転を行うため、定期的な点検、修繕が必要です。
- 閉鎖した火葬施設は、老朽化が進行していることから、適切に解体する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・清掃センター施設整備
- ・海岸ごみ減量化に向けたごみ持ち帰り運動ポスターの作成・掲示
- ・家庭用小型合併浄化槽設置事業
- ・ろ過紙配布事業
- ・汚水適正処理構想見直事業

①ごみの減量・再資源化を推進します

取組む施策

- 指定ごみ袋制(応分の費用負担)の導入により、平成26年度に一人一日当りのごみ排出量が1,157gとなりました。これにより平成28年度目標の1,300g、平成37年度までに1,250gに削減するという目標を達成しました。今後は、1人1日当たりのごみ排出量を1,000gに近づけることを目標に、ごみ発生の抑制対策に取り組めます。
- 広域ごみ処理施設稼働までの間、御宿町清掃センターの適正能力維持のため定期的な修繕を実施します。
- ごみ減量化対策として、コンポスト等の購入者に対する補助事業を引き続き実施します。補助制度の周知は、お知らせ版等により行います。
- 不法投棄監視員によるパトロールはもとより、住民全体による不法投棄への監視意識を高めるため、不法投棄予防の看板設置や住民への不法投棄予防啓発を行います。
- 閉鎖した火葬施設の解体を進めます。

《主な取り組み》

- ごみ減量・再資源化の推進
- 清掃センター大規模修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 生ゴミ減量化補助
- 不法投棄監視員パトロール
- 旧火葬場解体(重点施策2 公共施設長寿命化)



②各家庭からの排水の浄化を推進します

取組む施策

- 堺川生活排水処理施設の適正運転を図るため、施設の大規模改修に向けた基礎設計、詳細検討を行います。
- 生活雑排水の流入による水質汚濁の軽減を図るため、引き続き合併浄化槽への転換補助事業を行います。また、合併浄化槽の定期検査・清掃の必要性の周知啓発を行います。
- 河川の水質浄化のため、住民への啓発、河川浄化のための事業実施について、積極的に検討・試行します。
- 町内での水質検査を継続して実施します。

■河川へのごみ不法投棄について、看板設置などによる啓発を行います。

《主な取り組み》

- 堺川生活排水処理施設修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 合併浄化槽の転換補助事業
- 浄化槽適正管理の啓発
- 河川浄化対策
- 町内河川の水質検査



【環境保全】

現状と課題

- 御宿海岸は、町の貴重な財産であり、観光の中核をなすものです。海岸の環境を維持・保全することは、住民の住環境の保全だけでなく、観光客に良いイメージをアピールするためにも不可欠です。海岸環境の整備については、海岸清掃の頻度・時間を増やすことにより対応していますが、環境整備員だけでなく、住民の意識の向上を図っていくなかで、海岸の維持管理を行う必要があります。
- 空き家や空き地の増加により、繁茂した草木が隣接した土地にはみ出し迷惑となる事例が増えています。近隣住民の迷惑となっている個人所有地の草木繁茂については、土地所有者を確認し、適正管理に向けた改善依頼を行う必要があります。
- 犬の排泄物については、以前よりも路上などに放置されている状況は減っていますが、引き続き、排泄物処理用袋を配布することによりマナーの向上を図っています。
- ミヤコタナゴは、国の天然記念物に指定されている希少な生物です。ミヤコタナゴ生息地の環境整備は、関係団体と連携を図りながら生息地の保全に取り組んでいます。また、獣害対策は、水田周辺に防護柵を設置していますが、イノシシの侵入する力が強く、被害を無くすまでにいたっていない状況です。
- 再生可能エネルギーの活用を図るため、県の補助金を活用し平成23年度から住宅用太陽光発電システムを対象とした補助金制度を開始しました。また、平成25年度からは家庭用燃料電池システム、リチウムイオン蓄電システムに対する補助を、平成29年度からは太陽熱利用システムに対する補助を実施しており、引き続き取組みを進めます。
- 良好な景観形成を計画的に進めるため、平成23年4月に景観行政団体となりました。景観資源を有効に活用しながら魅力的な地域づくりを推進するため、景観計画の作成や景観条例の制定について協議・検討が必要です。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・公衆トイレ利用者マナー向上対策
- ・景観形成に係るまちづくり方針等のとりまとめ

①海岸美化を推進するため、清掃用機械の能力維持・住民の意識啓発を行います

取組む施策

- 海岸清掃に使用しているホイールローダーの点検と修繕を継続して行い、作業能力の維持に努めます。また住民への呼びかけ、住民参加の海岸清掃の実施などを通じて、住民への海岸に対する啓発を行います。

〈主な取り組み〉

- 海岸美化推進事業(ホイールローダー更新)



②地域ぐるみの町内美化を推進します

取組む施策

- 今後も町内公有地の環境整備・公衆トイレの清掃を行います。
- 犬の排泄物処理について、排泄物は飼い主が責任を持って処理するという啓発を行い、排泄物放置の根絶のほか、排泄物処理用袋についても、飼い主が自ら用意するよう呼びかけを行いながら段階的に排泄物処理袋の配布数を削減していきます。

〈主な取り組み〉

- 町内美化:環境整備事業(公衆トイレ清掃等)
- 犬の排泄物対策

③ミヤコタナゴ生息地の環境整備を推進します

取組む施策

- ミヤコタナゴ保全の目標と事業計画を策定し、今後の活動の指針設定、保全事業の計画実施を検討します。また、獣害対策について、防護柵だけでなく、他の被害防止の方法について検討します。

〈主な取り組み〉

- ミヤコタナゴ生息環境保全事業

④景観形成を計画的に進めていきます

取組む施策

- 景観計画の作成や景観条例の制定について検討していきます。住民の幅広い意見を反映させた景観計画を作成するため、調査や研究等を行える専門業者に委託することを引き続き検討し作成します。

《主な取り組み》

- 景観計画作成及び景観条例制定の検討

⑤再生可能エネルギーを活用したまちづくりを検討します

取組む施策

- 地球温暖化防止の推進のため、今後も住宅用省エネルギー設備設置補助事業を実施します。また、バイオマスの利活用調査や研修会等を通じ、カーボンニュートラルへの取り組みを検討・試行します。

《主な取り組み》

- 住宅用省エネルギー設備設置補助事業



【水資源】

現状と課題

- 農地は食糧を生産するほか、地下水涵養等の多面的機能を持っています。また、水田は大雨時の一時貯水機能を有しています。多面的機能を有する農地の保全を図るため、農業用水路や溜池などの基盤整備と適切な維持管理が必要です。
- 森林は、水源保全機能や災害防止機能、生活環境保全機能などのほか、動植物の多様性保全やそれを生かした自然に親しむ環境づくりが求められています。そのため、町内の団体と協力して森林整備に係る環境づくりを進める必要があります。
- 手入れが行き届いていない森林について、森林所有者による適正な保全管理を促す必要があります。
- 町内の主要河川及び溜池の計8か所の水質検査を実施していますが、単独浄化槽・汲便槽を使用している家庭の生活排水の流入や合併浄化槽を設置していても、点検・清掃等の適切な管理を行っていない場合は水質汚濁の原因になります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・溜池修繕事業
- ・農業用水路等水利施設の維持管理体制の強化
- ・森林保全・整備を推進
- ・森林開発行為に係る監視パトロール

①農地が持つ多面的機能を保全します

取組む施策

- 溜池等は、農作物に必要な水資源施設であるため、農業者及び地域住民等による適切な管理を推進します。また、農業用水路や排水施設、揚水機場などを各組合や地域住民が計画的に補修・更新できるよう、維持管理体制の強化を進めます。

◀主な取り組み▶

- 溜池維持管理事業

②水源涵養林の保全

取組む施策

- 水源涵養機能を有する森林の公益的機能を保全するため、森林台帳の整理を実施するとともに、御宿町森林計画の見直しや森林所有者に対し適切な管理を促し、森林の保全を促進します。また、里山整備の一環として海の保全につなげる啓発運動を進めます。
- 水源涵養林の保全のため、林地開発行為等の事業の確認・監視・指導を行うとともに、無許可の伐採等の防止のため、定期的にパトロールを実施します。

《主な取り組み》

- 森林計画に伴う保全管理の推進
- 森林開発行為に係るパトロール



8

生活基盤を向上させるから

【道路交通網】

重点施策2

現状と課題

○町内の道路交通網については、県が管理する町内を南北に走る国道128号、それに接続する県道4路線と町が管理する町道により形成されています。しかし、その多くが老朽化が著しく、また道路構造規格に則していない現状です。

今後の道路整備にあたっては、安全・安心に通行できるための道路整備が不可欠です。

○通学路の道路整備や老朽化した橋梁やトンネルの計画的な整備を行う必要があります。

○道路舗装の老朽化が著しいことから、計画的な舗装修繕、沿道の草刈、側溝清掃、さらには通行の支障となる沿道の管理不十分な樹木の処理が必要です。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・県道等の総合的道路網形成における要望活動
- ・橋梁補修整備事業
- ・道路改良・舗装改良事業
- ・排水整備
- ・道路パトロールの実施

①安全・安心な道路整備を計画的に進めます

取組む施策

- 町市街地へのアクセス道路であり、通学路にも指定されている町道0108号線(部田前通り)の整備を計画的に実施します。
- 老朽化に伴う橋梁の改修を御宿町橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、老朽化が著しいトンネルの修繕化計画を策定し、計画的に実施します。
- 県道勝浦布施大原線バイパスの早期完成を関係機関と協力して目指すとともに、町内の国道や県道整備について、引き続き国・県に対し要望します。
- 私道については、「御宿町町道路線の認定及び廃止基準」に基づき、基準に適しているものは町道として認定します。

《主な取り組み》

- 町道0108号線道路改良事業
- 道路インフラ長寿命化修繕事業
- 県事業要望活動



②日常生活に密着した生活関連道路の維持管理を行います

取組む施策

- ひび割れ等により水溜りができている箇所は、速やかにアスファルト常温合材で対応するとともに、計画的に舗装修繕を実施します。また、道路側溝の設置の有無や処理能力を検証し、計画的に設置・改修を行います。
- 町道の維持管理は、定期的なパトロールを実施するとともに、土木委員をはじめ各行政区との連携、さらには大人が目線では分からない危険個所を小学生(ロードレンジャー)の協力を得て把握するなど、より細かで迅速な対応を図ります。
- 通行の支障となる沿道の樹木処理は、所有者を特定し適正な管理を促します。

《主な取り組み》

- 安全・安心な道路管理
- 行政区連携とロードレンジャー事業
- 沿道樹木の適正処理



【鉄道・バス路線】

重点施策1(創生)

現状と課題

○JR御宿駅の乗降者数は、平成に入ってから平成4年をピークに減少し続け、近年は横ばいで推移していますが、高齢化の影響や生活スタイルの多様化等により、駅施設の充実や電車の運行ダイヤ改善など、鉄道の利便性向上が求められています。

○当町の老年人口(65歳以上人口)の割合が高まるなかで、高齢者の自動車運転免許証の自主返納も増加傾向にあるなど、高齢者の移動手段を確保することの重要性が増しています。平成26年10月から10人乗りの車両に乗り合って運行するエピアミー号の運行を開始し、地域公共交通事業に取り組んでいますが、利用者数の増加に伴う対応やJR等との乗り継ぎを考慮した運行、また高齢者等にやさしい車両の更新など、地域の実態に応じ、関係機関と連携を図りながら、持続可能な地域公共交通を形成する必要があります。

○高速バスは、町公民館から東京駅八重洲口前、浜松町バスターミナル、羽田空港ターミナル、横浜駅行きが運行されています。首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の東金 JCT-木更津東 IC 間の開通や市原鶴舞バスターミナルができたことにより利用者は増加傾向にあるため、引き続き利用者の利便性向上に向けた取組みを進める必要があります。

また、中房総観光推進ネットワーク協議会による圏央道及び市原鶴舞バスターミナルを活用した観光振興計画を進め、御宿への誘客を図る必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・JR東日本への要望活動
- ・高速バス路線への要望活動
- ・町内巡回バスの運行

①鉄道利用者の利便性、快適性の向上を促進します

取組む施策

- 千葉県と県内市町村、一般社団法人千葉県経済協議会で構成される千葉県JR線複線化等促進期成同盟に加入し、外房線をはじめとする各路線のダイヤ改正や施設整備等の利便性向上に関する要望活動を引き続き行います。

また、JR外房線上総一ノ宮・勝浦間の複線化等鉄道整備と利便性の向上を促進することを目的としたJR外房線複線化等促進協議会(御宿町、勝浦市、いすみ市、大多喜町)においても、電車運行や施設整備に関する要望活動を引き続き実施します。

- 高齢化がさらに進展するなか、あらゆる人が鉄道施設を円滑に利用できるよう、御宿駅のエレベーター設置をはじめとする構内バリアフリー化を推進します。鉄道事業者はもとより、国や県との連携を図りながら、すべての人にやさしい施設づくりを進めます。

《主な取り組み》

- JR 外房線の利便性向上に向けた要望活動
- 御宿駅バリアフリー化の推進

② 住民の移動手段の確保と利便性の向上を図ります

取組む施策

- 地域の実態に応じた地域公共交通(エビアミー号)の運行を、関係機関と連携・協力して取り組みます。また、既存の車両は、乗降ステップ(段差解消)が装備されていないため、車両の更新・追加時期においては十分に検討し、すべての人が利用しやすい環境整備を行います。
- 高速バスについては、東京駅等に向かう交通手段として公民館発着の運行増便を要望し、利用者の利便性向上に努めます。

《主な取り組み》

- 乗合運行エビアミー号の運行
- 高速バス路線の利用者の利便性向上



【住宅】

現状と課題

- 地震災害に強いまちづくりを計画的に進めるとともに、安心して過ごせる住宅改修支援事業の推進を図る必要があります。
- 久保及び岩和田に3団地54戸の町営住宅がありますが、ともに建設から一定の年数が経過していることから、平成25年度に住宅の長寿命化を図るため住宅の修繕計画にあたる「御宿町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。
- 矢田団地及び富士浦団地は、修繕計画に基づき長寿命化に向けた計画的な修繕を行う必要があります。また、岩和田団地は老朽化が著しく、長寿命化が困難であることから、取り壊しに向けた廃止事業の取組みが必要です。なお、取り壊しを行うにあたっては、現入居者の移転先確保を慎重に行う必要があります。
- 家賃滞納者への対応は、電話催告・納付相談・分納誓約書の提出を引き続き行います。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・耐震改修促進計画に係る協議
- ・木造住宅耐震改修工事に係る補助制度の運用
- ・住宅リフォーム補助制度の運用
- ・町営住宅長寿命計画の策定
- ・町営住宅使用料滞納整理事務処理要綱の策定



①安全・安心で住みよい街づくりを進めます

取組む施策

- 震災から命を守るため、耐震、耐火等の防災能力の向上と住民の意識向上が必要です。このことから、住民が活用しやすい住宅耐震診断・改修等に係る助成を行います。
- 住民が快適に過ごせる住宅環境整備を促進するため、住宅リフォーム補助金制度を実施します。

◀主な取り組み▶

- 住宅耐震事業の推進
- 住宅環境の整備促進

②町営住宅の適正管理に努めます

取組む施策

- 平成25年度に策定した御宿町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を実施します。
- 岩和田団地は、平成32年度の取り壊しに向け、入居者の新たな入居先を適正に確保するとともに、跡地利用について関係者団体と協議・検討します。
- 町営住宅家賃の滞納者に対しては、引き続き訪問・電話催告・納付相談を実施します。

《主な取り組み》

- 公営住宅修繕事業(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 岩和田団地解体(重点施策2 公共施設長寿命化)
- 町営住宅家賃の適正管理



【水道】

現状と課題

- 町水道事業は、施設改修の事業効果や優先度を考慮して計画的に進めるとともに誰もが安心して飲める水道水を安定的に供給できるよう努めています。給水状況は、1戸当りの使用水量が減少しているため、全体での有収水量(収入になる水量)は横這いの傾向にあります。
- 人口減少も想定され、大幅な給水収益の増加は期待できないため、営業費用の抑制に努めていますが、引き続き需要の動向を踏まえた健全な経営維持が必要です。
- 水道施設は、竣工から約40年が経過しており、老朽化による消耗が著しい状況にあることから計画的な更新及び修繕が必要です。また、配水・給水管も老朽化による漏水発生が懸念されるため、迅速な漏水対応を行う必要があります。さらに、安全・安心な水道水を供給するため、適切な水質管理や配水本管洗浄、さらには鉛管交換を計画的に実施する必要があります。
- 水道事業の広域化は、県内における水道料金の格差を解消するため、県及び関係団体と協力して推進する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

・水道会計・経営健全化計画の策定

①経営の健全化を図ります

取組む施策

- 固定費の抑制に努め経営の健全化を図るとともに、細かな納付相談を実施し未収金の解消に引き続き取り組み、安定経営に努めます。
- 繰出基準に基づく一般会計負担の適正化に引き続き努めるとともに、他事業と連携し健全な有収率を維持しながら給水収益の向上に努めます。

◀主な取り組み▶

- 水道料金の徴収強化
- 給水収益の向上

②持続可能な水道施設の計画的な改修を実施します

取組む施策

- 平成26年度に策定した水道施設機能診断更新計画に基づき、重要性・優先度を重視した計画的な更新及び修繕を実施します。
- 配水本管の洗浄は、赤水に対し有効的であることから引き続き実施するとともに、水質検査や道路の舗装工事に併せ鉛管交換を計画的に実施します。

《主な取り組み》

- 水道施設の計画的な修繕
- 安全・安心な水道水の供給

③有収率の変化を捉え漏水調査を実施、給水の効率を維持します

取組む施策

- 日常から配水量等を確認し、漏水について迅速に対応します。また、漏水に速やかに対応するため漏水補修材料を購入し、事業者としての基礎づくりに努めます。

《主な取り組み》

- 有収率の向上

④水道事業の広域化を推進します

取組む施策

- 県内の水道料金の格差を解消するため、県及び関係団体と協力して水道事業の広域化を推進します。

《主な取り組み》

- 広域化の推進



【河川管理】

現状と課題

- 本町には、市街地を縦貫する2級河川清水川を中心に準用河川3本、普通河川5本があります。河川は、農業・水道などに使用する利水の役割、生物の生息・生育環境の場所としての役割、洪水被害を与えないように安全に海まで流す治水としての役割を担っています。
- 普通河川清水川の久保地先では、台風や集中的な豪雨になると過去に度々浸水があり、その浸水要因を解消する対策が必要です。
- 2級河川清水川は、県が管理する河川ですが、津波の遡上による被害防止対策の早期着工を県に要望する必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・総合的な河川管理における県との連携強化

①計画的に治水対策を実施します

取組む施策

- 洪水による被害を未然に防止するため、平成24年度に策定した普通河川清水川現況調査及び平成28年度に策定した浸水対策調査・計画検討業務に基づき、浸水要因の解消に努めます。
- 大雨時による流下能力低下の解消を図るため、JR外房線線路下(久保地先)の横断管改良について、JRに要望します。
- 2級河川清水川は、河川管理者である県夷隅土木事務所と連携を強化し、日常の維持管理に加え、災害を未然に防ぐため計画的な護岸整備の早期着工を要望します。

◀主な取り組み▶

- 災害に強い河川事業
- JR 外房線・横断管改良事業
- 県事業要望活動

【公園】

現状と課題

- 御宿町は、素晴らしい眺望と豊かな自然に囲まれたメキシコ記念公園と綺麗な海と砂浜からなる月の沙漠記念公園があります。いずれも地域の歴史や文化の象徴を自然の中に表現した形で整備され、地域住民をはじめ県内外から多くの方々が訪れる憩いの自然公園になっています。
- メキシコ記念公園は、進入路が急傾斜になっていることから安全管理に努めるほか、地域の歴史を後世に伝えるため、適切な管理を行う必要があります。また月の沙漠記念公園は、ビーチスポーツに適した砂浜海岸を有していることから、様々な体験プログラムの展開、誰もが気持ちよく活用できる環境・景観維持に努める必要があります。
- 御宿台中央公園は、御宿台区を交えた会議の中で町有地管理と同様に定期的な草刈を行い、環境・景観の美化に努めていますが、他の町有地管理とのバランスを図りながら、維持管理を進める必要があります。
- 清水川周辺(公民館前)については、夷隅土木事務所において清水川水辺環境整備計画が策定されていますが、今後も夷隅土木事務所と連携を図りながら、地域住民の憩いの場所づくりを推進する必要があります。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・全町公園化事業
- ・清水川水辺環境整備計画の推進

①公園施設の環境維持に努めます

取組む施策

- 地域住民や観光客の散策の場として、計画的なレクリエーション道の策定や公園整備及び維持管理を実施します。また、御宿台中央公園の管理は、地域住民等の協力を得ながら、定期的な草刈作業・環境整備に取り組めます。

■ 関係団体と連携して公園を利用した自然観察会やスポーツレクリエーション事業等に取り組み、自然環境に対する意識の高揚に努めるとともに、多くの住民や観光客が公園を活用できるような環境づくりを促進します。

■ メキシコ記念公園整備に向けた協議を始めます。

《主な取り組み》

- 公園の維持管理
- スポーツ等による公園の有効活用
- メキシコ記念公園整備に係る協議

② 清水川周辺の環境づくりを推進します

取組む施策

■ 公民館前の清水川周辺の環境整備は、植栽等の管理面から関係ボランティアと協力して住民の憩いの場所づくりを行い、夷隅土木事務所との連携による計画推進を図ります。

《主な取り組み》

- 清水川周辺の環境づくり事業



地域の強みを活かした賑わいあるまちづくり

9

魅せる観光のちから

【観光】

現状と課題

重点施策3

- 急速な経済成長を見せるアジアを中心に、海外観光客の増加が顕著に表れています。一方で、国内旅行の推移をみると旅行をしない若者の割合が多く、長期的な視点で見ると、国民全体の旅行行動の鈍化が懸念されます。また、余暇活動の多様化が進み、旅行の目的も相対的に変化しています。近年、御宿町の観光施設入込数は減少傾向にあるため、交流人口の増加に向けた御宿ならではの取組みが必要です。
- 魅力あふれる御宿の観光を作り上げ、継続的にお客様を呼び込み、地域経済を活性化させていくとともに、住民にとって誇りと愛着の持てるまちづくりを進める必要があります。そのため、観光地としての理念(コンセプト)の明確化、的確なマーケティングの実施(主たる顧客層の設定と位置取り)、そして、戦略的に継続した観光地域づくりを行い、世界に通用する「ブランド」としての評価を確立していくことが求められます。
- 観光には、良好な景観形成、町内インフラの整備、交流人口の拡大、そして、文化財や農山漁村等の活用による地域の魅力向上を図る必要があります。それぞれの関係者が観光を通じて有機的に連携することにより相乗効果を発揮することが重要です。
- 観光施設の老朽化が進むなか、適宜修繕を行っていますが、十分な改修が行われていない箇所が見受けられるため、観光施設の計画的な改修を行い、良好な観光施設を維持管理する必要があります。
- 御宿町には新鮮な魚介類、乳製品、養鶏卵、地酒など魅力ある地域産品がありますが、これら地域産品のPRが十分でないため、個別のPRや試作品開発に取り組む必要があります。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・観光企画推進事業
- ・観光案内サイン整備事業
- ・体験型観光推進事業
- ・月の沙漠記念館 大規模補修
- ・観光周遊ルート推進事業
- ・観光地ブランド化事業
- ・サイクリング観光地整備事業
- ・地場産業・特産品PRの連携
- ・日西墨三国交通発祥記念之碑 大型車駐車場整備事業

①観光資源の発掘と観光ニーズの対応を目指します

取組む施策

- 観光ビジョンを策定し、体験・学習プログラムの開発や自然との触れ合いを通じた取組みなど、御宿ならではのニューツーリズムを創出します。
- 地域資源や史実を生かした取組みにより地域の価値を高め、国内外に向けて地域ブランドのイメージ向上を目指します。
- 包括連携協定を結ぶ千葉工業大学と連携し、ロボットやロケット等の研究や様々なコンテストの場を提供し、観光と結びつけた取組みを進めます。
- 既存イベントの見直しを行い、ビーチスポーツやレクリエーションでの活用など新たな取組みを検討します。

◀主な取り組み▶

- 観光ビジョンの策定
- ドン・ロドリゴ上陸地等のイメージアップ事業
- 大学連携による魅力アップ事業
- イベント見直しと海岸の活用検討



②観光資源のネットワーク化を図ります

取組む施策

- 地域資源のネットワーク化を図るため、御宿の自然や歴史・文化、食などをおすすめルートでつなぎ、国内の観光客はもちろん、訪日外国人旅行者(インバウンド)に選ばれるような地域づくりとPRに努めます。
- 近隣市町との連携を図り、広域地域での観光商品づくりに取り組みます。

- 中房総観光ネットワーク推進協議会や外房観光連盟と協力しながらイベントの開催を行うなど、広域的な連携を図ります。
- ツイッターなどの特性を生かした情報発信を積極的に行います。
- フィルムコミッションなどメディアを活用した地域情報発信を進め、「御宿」の地名が全国に広がるようにします。

《主な取り組み》

- (仮称)ドンドリゴの道、布施村街道など、新たな周遊ルートの創出
- 近隣市町による連携事業
- 広域連携によるイベント開催
- SNS やメディアを活用した情報発信



③観光客の受け入れ体制の充実を図ります

取組む施策

- 老朽化した観光施設を段階的に改修し、住民や観光客が使いやすい施設整備に取り組みます。
- 既存駐車場の整備を行い、利便性を高めながら新たな駐車場の用地取得に向けた取り組みを行います。
- 月の沙漠記念館の施設補修は、大規模補修計画に基づき計画的に実施します。
- おんじゅくウォーターパークを安全に快適に利用できるよう点検・整備を行うとともに、オフシーズンの活用方法を検討します。

《主な取り組み》

- 中央海岸公衆トイレの整備
- 砂丘橋の大規模修繕事業
- ウォーターパークの計画的補修
- 公衆トイレの計画的補修
- 月の沙漠通り照明再整備事業
- 既存駐車場の維持管理整備事業
- 月の沙漠記念館の計画的補修
- ウォーターパークのオフ期活用の検討

④地元産品を活用した地域振興に取り組めます

取組む施策

- 地域特産品の積極的な活用を図り、町の新たな魅力向上に取り組めます。
- 農林水産業や商工業と連携し、特産品の開発・販売ルートの確立を進めます。

《主な取り組み》

- 魅力向上に向けた特産品活用
- 農・水・商工連携による特産品開発と活用



【農林業】

重点施策3

現状と課題

- 農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題は深刻な状況にあります。そのため、人農地プランの地域拡大を図るとともに、認定農業者や新規就農者、集落営農・法人化などをさらに推進する必要があります。
- 町農林業の状況は、安定した農業の生産基盤の構築のため、中山間地域を中心とした総合整備事業が完成を迎えます。中山間地域総合整備事業における農地利用は、農家や地域住民が一体となって農地・農業用施設の維持管理、花木の植栽、果樹など環境保全活動の取組みを引き続き推進するほか、有機資源の循環利用や飼料作物生産等の耕畜連携もあわせて推進する必要があります。
- 中山間地域総合整備事業により整備されたほ場の恒久的な活用に向け、集積の支援、農作物の栽培、6次産業化、販売ルートの確立などの取組みを推進する必要があります。
- 農地中間管理機構や専門機関と連携を図り、農地利用や農業者の支援、担い手の確保などを行う必要があります。
- 持続可能な農業を図るため、遊休農地の再生に向けた取組みや有害鳥獣による被害軽減対策を図る必要があります。特にイノシシによる被害は深刻で、捕獲従事者による捕獲や檻の設置、農業者などによる農地の防護柵設置に係る支援などに取り組んでいますが、捕獲従事者の充実や地域ぐるみの対策など、国・県の制度活用や町単独の助成等を実施しながら、農業者等を支援する必要があります。
- 都市部に住む学生等を対象にした自然観察会や景観形成活動を行うなど地域と都市部との交流事業を引き続き実施するとともに、新たな取組み等を検討する必要があります。
- 農家と様々な主体を結びつけ、訪れる人の楽しみを創出するなかで農業者の生産意欲醸成や生きがいづくりを支援し、持続可能な農業につなげる取組みが重要です。

《前期基本計画で取り組んだこと》

- ・農業の組織化・法人化支援
- ・有害鳥獣対策事業
- ・食育(地産地消・食の安全)
- ・農業振興地域整備計画の見直し
- ・人・農地プラン作成事業
- ・部田前等遊休農地の再利用について協議
- ・農地・水保全管理活動支援
- ・耕蓄連携事業(有機資源活用)
- ・中山間地域総合整備事業
- ・協働による里山地域保全事業
- ・体験農業等のプログラム構築・実施
- ・生産体制及び販売流通経路の構築に向けた検討、地場産品・特産品PRの連携

①新規就農者受入と組織化と営農の安定化対策

取組む施策

- 農地中間管理機構や空き農地バンクなどの制度を活用し、耕作放棄地の増加を抑制するとともに、耕作地の規模拡大や効率的な農業の支援を行います。
また、集落営農や農業法人化等の支援について、専門機関等を活用しながら相談・指導を行います。
- 新規就農、青年就農者等の受入れ支援を行います。また、農業経営の規模拡大や事業改善を支援するため農業近代化資金等農業制度資金利用者に対し利子補給を行います。
- 農業体験を通じて郷土意識を育み、農業への理解と食の大切さを学ぶとともに、農産物に対する不安を解消するために、農作物の放射能検査やエコファーマー認定者等の情報を提供します。また、千葉県と連携して食の安全に向けた取組みを推進します。
- 少量多品目の生産、有機品目による特産品の開発、高収益作物などの取組みについて農家と検討するほか、直販・市場出荷など販売流通経路の構築に努めます。また、経営所得安定対策等による農業者の安定生産を支援します。

《主な取組み》

- 農地利用の最適化事業
- 青年就農給付金事業
- 農業経営の支援(利子補給)
- 食育連携事業
- 生産体制の構築・特産品開発の検討

②持続的農地の保全・環境保全向上対策

取組む施策

- 中山間地域総合整備事業の早期完成を目指し、関係各所と連携します。また、中山間地域総合整備事業完成後には町全域を対象に農業振興地域の見直しを図ります。
- 日本型直接支払制度(多面的機能支払・中山間地域等直接支払)など国の制度を活用しながら、農家と地域住民が一体となって農地や環境保全に努めます。
- 大切な農地を守るため、イノシシ、シカ、アライグマなどの有害獣対策として、わな免許保有者による捕獲駆除や農業者などによる防護柵資材補助、緩衝地帯の整備や地域住民との連携を強化し、捕獲管理体制の充実を図ります。また、有害獣の住みかになる遊休農地の解消に取り組みます。
- 遊休農地の解消策として、自然にやさしい循環型耕種農業による飼料作物生産を推進します。また、畜産農家の有機資源を活用した取組みにより農地の利用増進を図ります。

《主な取り組み》

- 中山間総合整備事業
- 農業振興地域の見直事業
- 農地・水保全管理活動支援事業
- 有害鳥獣対策事業
- 耕蓄連携事業



③里山環境整備と都市交流

取組む施策

- 観光事業者や都市学生等による農業体験農場、里山体験などの仕組みを構築し、御宿と都市部との農村交流活動を推進します。
- 農村交流活動の推進により、宿泊・飲食事業者への地産地消の推進、生産から加工までの6次産業化への取組みを支援するとともに、里山の景観保全を進めます。

《主な取り組み》

- 里山交流活動の推進(体験プログラム構築)
- 農村交流活動と里山保全事業

【水産業】

重点施策3

現状と課題

- 地球温暖化による水温上昇や水質悪化といった自然環境の変化により、漁業を取り巻く状況は変化しています。御宿町の漁業は、燃料費等のコスト上昇をはじめ、漁獲量の減少や魚価の低迷などが影響し、安定した漁業経営、後継者確保が難しい状況です。
- 豊かな漁場を守り、水産資源の維持と増殖を図るため、稚魚・稚貝の放流、規格外魚等の再放流、水産資源の生息環境の改善、漁礁の設置などに取り組んでいますが、資源を持続的に利用するため、引き続き資源管理型漁業の一層の推進を図る必要があります。
- 漁業者については、産業構造の変化による就業形態の多様化や少子化の影響により、後継者不足の状況にあります。そのため、町では漁業者の新規就業者や就業者に対する指導者の支援、漁業環境の整備に取り組み、漁業就業をさらに推進する必要があります。
- 町では、水産資源の加工品開発により資源の付加価値を高め、地域製品のブランド力強化に向けた取組みを推進しています。漁協では、イカの沖漬けやブリ、イナダ、メダイの粕漬けの生産に取り組んでいますが、加工資源の安定的な確保や生産体制の強化、PRを含めた販路拡大など、相互に連携を図りながら取組みを進めていくことが重要です。
- 漁港機能保全のため、老朽化の著しい施設の詳細な調査を行い、修繕費用の平準化を図りながら計画的な整備が必要です。

◀前期基本計画で取り組んだこと▶

- ・漁業資源保全に係る関係機関との強化
- ・漁礁整備事業
- ・地産地消の推進
- ・共同経営・組織による漁業の検討・後継者対策
- ・御宿漁港の活用について検討
- ・千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づく整備検討

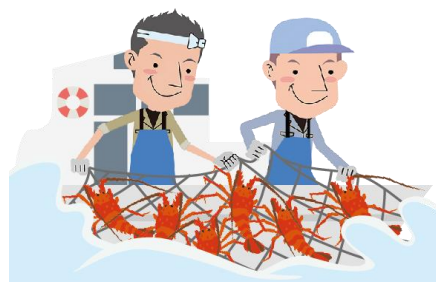
①漁業資源の維持・向上に努めます

取組む施策

- 資源管理型漁業推進のため、規格外となる伊勢えび、サザエを漁場へ戻すことで資源減少に歯止めを掛け、アワビ稚貝を放流することで資源増殖を図ります。
- 漁場環境整備として有識者等と協議し、設置した魚礁を適正に管理します。また、定期観察しながらカジメの老木刈を実施することで、若芽の発芽を促し、アワビの生息環境を整えます。とりわけ、マダカアワビの保護・増殖については、関係機関との役割を整理したうえで取り組みを進めます。

〈主な取り組み〉

- 資源管理型漁業の推進(種苗放流)
- 関係機関との連携による魚礁の環境整備
- マダカアワビの保護・増殖事業



②水産振興を推進します

取組む施策

- 不漁等による漁業収入が減少した場合の損失を補償する漁獲共済加入者の掛金補助を行うとともに、施設整備等の漁業近代化を推進するため、制度利用者に対し利子補給を行い、漁業経営の安定を図ります。
- 主要漁獲物の地産地消を推進し、魚価の向上に努めるとともに、漁獲物に付加価値を付け、漁業協同組合と6次産業化に向けた研究・検討を進め雇用の創出を図ります。
- 新規就業者を確保するため関係機関と連携し就業環境の整備を図ります。
- 千葉ブランドに認定された外房釣りキンメダイの消費拡大と周知のため、関係団体と協力しイベントの開催を含め地域の連携を図ります。

〈主な取り組み〉

- 漁業経営者の支援対策
- 地産地消の推進
- 新規就業者の確保対策
- 地場製品の強化対策



③漁港・海岸保全事業に努めます

取組む施策

- 漁港施設の詳細調査を実施することで、補修の必要箇所を整理し、事業費の平準化しながら計画的に実施します。
- 海岸保全施設において、老朽化調査をし、結果に応じた措置を図ります。
- 御宿岩和田漁港は、水産物供給機能保全事業(機能保全計画)に基づき施設の整備を図ります。また、漁港の利用形態を漁業関係者と協議し運用方針を検討します。

《主な取り組み》

- 漁港施設の維持管理
- 海岸保全施設の老朽化対策
- 水産物供給機能保全事業



【商工業】

重点施策3

現状と課題

- 人々の消費行動が変化している中で、地域産業は住民の暮らしを支える基盤であるだけでなく、まちの活力や賑わいをもたらすことから、安定した経営環境の維持・発展が課題となっています。
- コンビニエンスストアや近隣の大型店舗の利用増大、インターネットなどの通信販売が身近になり、店舗での集客力が低下しています。また、店舗の老朽化や後継者の不足などで、商店街や小売店は店舗数が減少し、空き店舗の増加が懸念されます。
一方で、地域に密着した商業は、日常生活の利便性や地域の活性化に欠くことのできないものであるため、魅力ある商店づくりについて検討する必要があります。
- 事業所等の誘致は、地形的・地理的な制約等により、新規の事業所等誘致は難しい現状にあります。しかし、雇用創出や地域活性化に繋がる取組みとして、空き店舗を活用した個人・事業所の誘致等について、関係者と連携を図りながら検討を進める必要があります。

＜前期基本計画で取り組んだこと＞

- ・商店連携による共同事業の推進
- ・消費者との交流機会拡充を促進
- ・関係団体との協力による商店街の活性化促進
- ・商工会との連携強化

①商工業の活性化を図ります

取組む施策

- 農業・漁業・観光・商工などの産業間連携により、人の流れを呼び込むための体制づくりに取り組みます。
- 地域活性化に向けた事業所の誘致等を図るため、町のPR及び誘致支援制度の周知を図ります。

《主な取り組み》

- 産業間連携による集客体制づくり
- 事業所等の誘致支援

②特産品開発とブランド化を推進します

取組む施策

- 地域の農・林・水産・観光業などの連携強化を図り、国の制度等を活用しながら特産品開発や地域ブランドづくりを進め、それら特産品のPRと販路拡大を目指します。

《主な取り組み》

- 特産品の開発・PR・販路拡大

③商工会との連携を強化します

取組む施策

- 地域における業種間、世代間の交流や観光イベントへの積極的な参加を促し、地域の活性化を図ります。また、空き店舗を創業希望者とマッチングする取組みを検討します。
- 中小企業の経営安定化を目的とした利子補給や町内で農業・漁業・商工業等に就業する方に対する家賃支援など、地域の就業支援に努めます。
- 商工会女性部が主体で実施してきたつるし雛事業は、事業の拡大傾向にあるなかで、運営方式を実行委員会方式で実施し、案内をはじめとするおもてなし体制を充実させるとともに、より魅力ある地域づくりと活性化につながるよう支援します。

《主な取り組み》

- 空き店舗と創業希望者とのマッチング検討
- 就業支援の推進
- 地域活性化に向けたつるし雛事業体制の強化



笑顔と夢が膨らむまち

【ともに支え合う挑戦と再生】

参考資料

- (1)御宿町総合計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- (2)御宿町総合計画策定委員会設置規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

後期基本計画の策定にあたり、御宿町総合計画策定委員会を開催しました。
委員会はワークショップ方式で行い意見提案やアイデア出しを行いました。

まちづくりに関するアイデアは付箋に書きだし、分野ごとにまとめた結果、様々な地域課題を共有することができました。



御宿町総合計画策定委員会名簿

	氏 名	役 職	備 考
1	大地 達夫	町議会議長	
2	滝口 一浩(H29.10.1まで)	町議会総務委員会委員長	
	堀川 賢治(H29.10.3から)		
3	貝塚 嘉軼	町議会教育民生委員会委員長	
4	石井 芳清(H29.10.1まで)	町議会産業建設委員会委員長	
	瀧口 義雄(H29.10.3から)		
5	神定 正寿	区長会長	委員長
6	畑中 英男	御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長	
7	吉清 文夫	一般社団法人御宿町観光協会代表理事	
8	藤井 利一	商工会長	
9	井上 秀樹	農業委員会長	副委員長
10	齊藤 弥四郎	教育委員会の教育長又は委員	
11	立野 暁広	PTA連絡協議会会長	
12	井上 宙丈	社会福祉協議会会長	
13	井上 和美	消防団代表	

(敬称略)

御宿町総合計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 御宿町におけるまちづくりの基本的な指針となる「御宿町総合計画」を策定するため、御宿町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、「御宿町総合計画」に関する事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が任命及び委嘱する。

議会議長、議会常任委員会委員長、区長会長、御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長一般社団法人御宿町観光協会代表理事、商工会長、農業委員会長、教員委員会の教育長又は委員、PTA連絡協議会会長、社会福祉協議会会長、町消防団代表

(任期)

第4条 委員の任期は、御宿町総合計画策定業務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(懇談会)

第7条 委員会は、掌握事務を遂行するにあたり、懇談会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。